

【 2022 年 11 月 (第 11 号) 】

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

CHINA BUSINESS MONTHLY

「チャイナビジネスマンスリー」の第 11 号をお届け致します。本号では、国民の健康水準引き上げ政策及び関連産業について展望いたします。

続いて、これまでも取り上げて参りました中国自動車市場において、昨今注目される中古車市場について現状をお伝えします。また、世界的に開放とルールづくりが進むパブリックデータについて中国の現状と、中国マーケットに注力する企業にとって重要な広告分野のリスクについてご紹介いたします。

この月刊「チャイナビジネスマンスリー」シリーズでは、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となってお届けして参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】 (電子版では各記事名をクリックして頂きますと当該記事が表示されます。)

◎チャイナビジネスにおける直近のトピックス P1
◎エグゼクティブサマリー (以下 4 つのトピックス毎の要約 1 枚) P2
1. 中国における健康産業の発展促進と市場拡大への展望 P6
2. 中国における中古車市場の最新動向について P15
3. 中国における企業のパブリックデータ使用について P20
4. 中国における広告分野のリスク対応について P29

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は今後注目したいトピックス ・紫字は直近1か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境） サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等） サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法 共同富裕 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・医療・ヘルスケア ・教育（学習塾） ・法治化 ・労働問題 ・不動産問題 ・不動産税導入 ・文化・エンタメ業界の秩序		
	・RCEP/CPTPP ・デジタル人民元 ・コロナ対策 ・双循環 ・標準化 ・人口・高齢化（戸籍制度） ・米国上場/香港上場 ・資本市場 ・三農対応 ・長三角一体化 ・海南自由貿易区 ・イノベーション/ブロックチェーン/自動車/電池 ・税制改革 ・越境EC ・中小零細企業支援		
集団学習※1	・国際発信の強化（第30回2021/5） ・共産党の伝統（第31回2021/6） ・反腐敗闘争の堅持（第40回2022/6） ・人材による軍の強化（第41回2022/7） ・第二十回党大会の精神の学習（第二十届中央政治局第1回2022/10）	・第14次五ヶ年計画重点事項（第27回2021/1） ・エコロジー文明（第29回2021/4） ・バイオセキュリティガバナンス（第33回2021/9） ・デジタル経済（第34回2021/10） ・資本の健康発展の規範と引導（第38回2022/4）	・社会保障（第28回2021/2） ・法治体制（第35回2021/12） ・カーボンニュートラル（第36回2022/1） ・中国の人権（第37回2022/2） ・中華文明の歴史の研究の深化（第39回2022/5）
パブコメ※2		・会社法（2021/12/24～1/22） ・国内企業の海外での証券発行・上場に関する秘密保持と文書管理に関する規定（2022/4/2～4/7） ・企業中長期外債審査登記管理弁法（22/8/26～9/26） ・人力資源サービス機構管理規定（22/9/28～10/28）	・工業と情報化分野データ安全管理弁法（試行）（2022/2/10～2/21） ・個人情報越境移転標準契約規定（2022/6/30～7/29） ・インターネット安全法修正草案（2022/9/14～9/29） ・国家IoT産業標準体系構築手引（2022年版）（2022/9/16～10/24）
主な公表済政策等	・陸地国境法（2021/10/23） ・党百年の重大な成果と歴史的経験（2021/11/11） ・政府活動報告（2022/3/5） ・中国共産党政治協商活動条例（2022/6/20） ・デジタル政府構築強化（2022/6/23） ・中国共産党定款（2022/10/22）	・独禁法（2022/6/24） ・自動車の流通・消費促進の若干措置（2022/7/5） ・多国籍企業の人民元・外貨一本化したクロスボーダーグループリング試行対象の拡大及び本部型経済の発展の支持（2022/7/22） ・グリーン・スマート家電消費促進の若干措置（2022/7/28） ・市場主体の制度性取引コストの引下げ（2022/9/15） ・長江デルタ一体化モデル区の高度化（2022/9/15） ・対外貿易の安定した発展の支援措置（2022/9/27） ・天津・上海・海南・重慶における関連行政法規規定の調整実施（2022/10/8） ・企業グループファイナンスカンパニー管理規定（22/10/13） ・製造業を重点とする外資投資の促進措置（22/10/25） ・外資投資奨励産業目録（2022年版）（22/10/28）	・ネットワーク安全審査弁法（2022/1/4） ・「14.5」高齢事業発展と養老サービス体制の計画（2022/2/21） ・第14次五ヶ年再生エネ発展計画（2022/6/1） ・インターネット安全標準実践指針（2022/6/24） ・データ越境移転安全評価弁法（2022/7/7） ・データ越境移転安全評価申請指南（2022/8/31） ・国家標準管理弁法（2022/9/9） ・企業の食品安全主体責任の強化（2022/9/22） ・上海AI産業発展促進条例（2022/9/23） ・強制認証製品管理規定（2022/9/29） ・食品関連製品品質安全監督弁法（2022/10/8） ・食品生産許可審査通則2020年版（2022/10/21） ・個人事業主の発展の促進（2022/10/25）

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2021/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各部署から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載（2021/12以降）

<エグゼクティブ サマリー>

中国における健康産業の発展促進と市場拡大への展望

～「健康中国 2030」の取り組みと新たな政策～

MIZUHO

みずほ銀行

中国営業推進部

特別研究員 邵 永裕 Ph. D.

1. 「健康中国 2030」という国民健康向上促進のマスタープランが 2016 年に公布された。
2. 本稿では、本マスタープラン及びその後出された具体的なアクションプランやヘルスケア産業育成計画などについて解説する。
3. マスタープランである「健康中国 2030」に基づく各種の中長期計画は、5 か年計画にブレイクダウンされて関連政策も綿密に策定され、政策の継続性と実効性が重視されている。
4. 5 か年計画において、全国民の健康医療保障基盤の整備拡、国民健康事業、医薬工業の発展強化が打ち出されており、医療サービスの能力拡充と健康産業の育成強化を主軸とされている。
5. 医療保障基盤の整備および国民所得水準の向上に伴い、中国における健康産業は 8 兆元規模であり、近年 10% 以上の水準で成長しており、今後も期待される分野である。
6. 直近の統計改訂を経て裾野が更に広がった中国の健康産業は多面的な需要が見込まれ、成長市場として内外企業にとって多くの商機やコラボ参入の可能性あり。
7. M&A による市場再編の動きも活発であり、日系を含む外資系企業にとってもビジネスチャンスが期待される。

以上

(P6～本文所要時間約 15 分)

<エグゼクティブ サマリー>

中国における中古車市場の最新動向 について

MIZUHO

弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所
弁護士 小林 幹雄

1. 2021年、中国では1758.51万台の中古車が取引された(前年同期比22.62%増)。同じ年の中国における自動車の新車販売が2627.5万台であることに鑑みれば、中国の中古車市場には更なる拡大の余地がある。
2. 中古車市場の拡大を図るため、2016年以降、中国政府は異なる地域間における中古車取引に対する制限の撤廃を進め、中古車輸出の促進、中古車取引の増値税率引き下げ等を実施した。
3. 中国における中古車取引は、「中古車流通管理弁法」に基づき規制されており、中古車関連事業に従事する場合には、同管理弁法が適用される。
4. 近年、自動車メーカー、新車ディーラー等による中古車経営参入も増えつつある。また、インターネット上で各種企業が展開する中古車取引のプラットフォームが存在し、中古車取引の成立において重要な役割を果たしている。
5. 中古車取引の活性化に向けた一連の政策は、中古車市場の拡大だけでなく、新車市場に対する刺激も目的とする。中国を主要市場とする日本の自動車メーカーとしても、近時の政策動向には注目すべき部分が多い。
6. 中古車市場の拡大は、中古車のディーラー業務、オークション、ブローカレッジ及び鑑定評価等の業務に留まらず、中古車のアフターサービス、保険・金融サービス、各種情報サービス等の関連業務に対する消費者の需要を生むことになり、日本企業にとっても新規参入や現地中国企業との協業により、自社のノウハウを活用できる可能性がある。

以上

(P15～本文所要時間約7分)

<エグゼクティブサマリー>

中国における企業のパブリックデータ使用について

MIZUHO

君合法律事務所
中国弁護士 楊錦文
中国弁護士 高健、李圓圓、
王心慧

1. パブリックデータとは、各レベル行政機関、政府系事業組織が収集した各種データリソースをいう。（社会保険における個人の保険加入情報、水、電気、ガスの使用情報など）
2. 中国は、2017年に「サイバーセキュリティ法」というかたちでパブリックデータリソース開放の奨励を打ち出した。
3. 2021年に公布された「第14次五カ年計画及び2035年長期目標綱領」では、パブリックデータの開放を拡大し、国家のパブリックデータオープンプラットフォームを構築し、第三者によるパブリックデータのマイニング、利用を奨励すると指摘している。
4. 本稿においては、パブリックデータが開放される中、新たに登場したデータリソースがビジネス主体にもたらすチャンス及び企業がパブリックデータを入手、利用するにあたっての「留意点」について事例を挙げて紹介する。
5. 現段階では、中国のパブリックデータの開放と利用が始まったばかりであり、大量の市場リソースが開発、利用待ちとなっている。
6. 関連規制に従い、パブリックデータを商用化し、パブリックデータリソースのあらゆる要素を十分に活用すれば、潜在的かつ新たな収益ポイントをもたらすだろう。

以上

(P 20 ~ 本文所要時間約 15分)

<エグゼクティブ サマリー>

中国における広告分野のリスク対応について

MIZUHO

金誠同達法律事務所
弁護士 金英蘭

1. 中国の「広告法」によると、広告主は広告活動を主導する一当事者として、往々にして主要な責任を負担することになる。
2. 本稿は某企業の広告権利侵害案件を例として、広告主となる企業側は、日常的な経営活動において、どのように事前にこれらのリスクを回避すればよいのかについて紹介する。
3. 広告法関連リスクの予防策：
 - ✓ 広告業者の慎重な選択
 - ✓ 契約書における権利瑕疵担保条項の設定
 - ✓ 広告内容に対する審査
 - ・ 素材取得の合法性
 - ・ 広告内容の合法性
 - ✓ 広告イメージキャラクター選用の面における判断
4. 企業による広告宣伝の実施は、宣伝の効果を重視するとともに、決して潜在的なリスクを疎かにしてはならず、相応のリスク管理を事前に遂行した後に、初めて宣伝を広範かつ良好に普及させることができる。

以上

(P29～本文所要時間約5分)

中国における健康産業の発展促進と市場拡大への展望

～「健康中国 2030」の取り組みと新たな政策～

MIZUHO

みずほ銀行 中国営業推進部
特別研究員 邵 永裕 Ph. D.

Email : yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp

Tel : 03-5220-8729

1. はじめに

社会の少子高齢化の進行と国民所得水準の向上に応じて中国では2016年に始動した第13次5か年計画時(2016～2020年)から健康医療のインフラ整備と国民の健康促進を図る政策展開が繰り返され、足元の第14次5か年計画(2021～2025年)に入ってからその政策展開がさらに高齢化問題の対応に合わせて更に強化されてきている(図表1)。多数に公布・実施された政策や計画の中で最も基本で重要な政策は2016年10月に打ち出された「健康中国2030綱要」というマスタープランである(図表1のNo.3)が、これをもとに以降関連政策が策定され今日に至っている¹。また政策がより効果的、順調に実施されるために、国民の健康行動の促進と健康産業の育成が根幹に据えられ、2019年7月と9月に立て続けに「健康中国行動の実施に関する意見」(図表1のNo.9)と「健康産業高質発展促進行動綱要(2019～2022年)」(図表1のNo.10)が策定され、実施されてきた。今年に入ってから新5か年計画に関わる計画として医療機械設備、漢方医薬、健康環境及び人材育成などに関する計画文書も相次いで公布され(図表1のNo.19～24)、注目するに値する。

本稿は、これまでの中国健康促進のための政策展開の流れを整理したうえで、その主な計画文書における政策目標と主要事業を紹介すると共に、国民健康促進の医療インフラ整備と健康産業発展の現状を概観し、その成果と課題を明らかにし、今後の市場拡大とビジネスチャンスへの展望を行いたい。

2. 「健康中国 2030」の政策目標と取り組み動向

まず、政策公表の直後から注目され、今もよく取り上げられる「健康中国 2030」の政策趣旨と数値目標を図表2と図表3にお示しする。

この重要な基本プランとなる「健康中国 2030」は政策策定の

図表1 2016年以降の中国健康医療発展促進政策の展開動向

No.	公布年月	公布機関	政策・計画名称
1	2016年3月	衛生部、人力资源部、財政部など	基本医療保障支給範囲を含む新たな医療回復項目に関する通知
2	2016年8月	国家衛生計画生育委	医療機関設置計画ガイドライン(2016～2020年)
3	2016年10月	党中央、国務院	「健康中国2030」計画綱要
4	2017年1月	国務院	「十三五」衛生健康計画
5	2017年2月	国務院	障害予防と障害者リハビリテーション条例
6	2017年3月	衛生部、衛生部など13機関	「十三五」健康高齢化計画
7	2017年7月	科技部、衛生計生委、体育总局など	「十三五」衛生健康技術イノベーション特別計画
8	2019年6月	国家衛生健康委、発展改革委等10機関	社会による医療事業運営と健康規範の持続促進に関する通知
9	2019年7月	国務院	健康中国行動の実施に関する意見
10	2019年9月	発改委、衛健委、科技部、工信部等20機関	健康産業高質発展促進行動綱要(2019～2022年)
11	2019年10月	国家衛生健康委、発展改革委、教育部等8機関	高齢者の健康サービスシステムの確立と改善に関する指導意見
12	2019年12月	工信部、民生部、衛健委など7機関	老年用品産業の発展を促進する指導意見産業の発展に関する指導意見
13	2021年6月	国家衛生健康委、発展改革委等8機関	リハビリテーション医療業務の発展を促進する意思のあるリハビリテーション 医療業務の発展意見
14	2021年7月	発改委、衛健委、国家漢方薬管理局、国家疾病予防管理局	良質で効率的な医療衛生サービスシステム構築の実施方案
15	2021年9月	国務院(併公庁)	「十四五」全民医療保障計画
16	2021年10月	国家衛生健康委	リハビリテーション医療サービスの試験運用に関する通知
17	2021年10月	工信部、民政部、国家衛生健康委	知能健康養老産業発展行動計画(2021～2025)
18	2021年12月	工信部、衛健委、発改委、科技部、財政部など10機関	「十四五」医療設備産業発展計画
19	2022年1月	国家衛生健康委	「十四五」衛生健康標準化工作計画
20	2022年2月	工信部、発改委、科技部、商務部、衛健委、国家医療保障局など9機関	「十四五」医薬工業発展計画
21	2022年3月	国務院(併公庁)	「十四五」漢方医薬発展計画
22	2022年6月	国務院(併公庁)	「十四五」国民健康計画
23	2022年8月	生態環境部(併公庁)	「十四五」環境健康計画
24	2022年8月	国家衛生健康委	「十四五」衛生健康人材発展計画

資料) 中国政府WEBサイト及び各種報道より作成。注) 同表は主要な健康医療関連の中央政府文書を取り上げているが、すべてを含むものではない。右欄の太文字は本稿で主に紹介・言及している注目の計画・政策を示す。

図表2 「健康中国2030」による主な実施事業

健康な生活の普及	⇒ 国民への健康教育の推進強化 ⇒ 個々人の健康習慣の形成促進 ⇒ 人々の体力の向上推進
医療サービス最適化	⇒ 公衆衛生サービスの強化 ⇒ 高品質・高効率な医療サービス提供 ⇒ 漢方医薬の利点活用 ⇒ 重点対象(弱者向)の保険提供強化
医療保障体系の構築	⇒ 医療保険制度の整備と改革 ⇒ 医薬品供給保障制度の充実 ⇒ 医薬品の政策と規制の緩和調整
健康な環境の整備	⇒ 愛国的健康運動の深化 ⇒ 環境問題へのガバナンス強化 ⇒ 医薬品・食品の安全性の確保 ⇒ 公安システムの改善
健康産業の発展推進	⇒ 多元的医療パートナーの最適化 ⇒ 保健サービスの新ビジネスの開発 ⇒ フィットネスやスポーツ産業の発展 ⇒ 医薬品、医療機器産業の発展促進

資料) 「健康中国2030」計画綱要(2016.10)より抜粋作成。

¹ 「健康中国 2030」という政策形成は2016年に一気になされてものと言うよりもそれまでの長い政策の取り組みや社会認識の積み上げがあり、これに関して眞殿仁美「健康中国」へのみちのり—なぜ中国は健康政策を重視するのか」、『中国研究所月報』第74巻第10号(2020.10)に詳しいので参照されたい。

最高レベルの党中央・国務院により打ち出され、2030年をめぐりに中国国民の健康水準の向上を目指して、健康な生活の普及、医療サービスの最適化、医療保障体系の構築、健康な環境の整備、健康産業の発展推進といった5つの方面から国を上げての事業推進を図っているが、数値目標もこれら5つの領域に向けて詳細に明記されている(図表3)。この中で国民の健康リテラシーの向上や健康環境の改善の指標値も明確に設定されており、健康促進のための個々人の能動性の育成と客観的な環境条件の改善が意識され、総合的、長期的な取り組みとして行われていくものと受け止められる。

政策実施の実効性を確保するために、長期的なアクションプランとして策定された「健康中国行動の実施に関する意見」が2019年7月に公布されたのと並んで国務院から「健康中国行動に関する組織実施と評価プログラムに関する通知」が公布された。「健康中国2030」の政策指標をブレイクダウンしたものと図表4の通り政策実行の評価指標枠組み(プログラム)が打ち出され、2022年の達成水準を具体的に表記した。指標値は合わせて26項目に分けられ、それぞれ明確に数値化され、新生児の出生前の健康状況のスクリーニングと重大慢性疾患の早期死亡率低減まで詳細に指標化され、政策実施の効果評定に供されており、これまでのヘルスケア分野における政策としても画期的な取り組みになっていると言えよう。

政策の有効性と継続性をはかるために、昨年からスタ

図表3 「健康中国2030」建設のための主な政策指標

領域	指標	2015年	2020年	2030年
健康水準	国民平均寿命(歳)	76.34	77.3	79
	乳児死亡率(‰)	8.1	7.5	5.0
	5歳以下児童死亡率(‰)	10.7	9.5	6.0
	妊産婦死亡率(1/10万)	20.1	18	12
	「国民体質測定標準」に合格する人数の比率(%)	89.6	90.6	92.2
健康生活	国民の健康リテラシー水準(%)	10	20	30
	定期的に運動する人数(億人)	3.6 (2014)	4.35	5.3
健康サービスと保障	重大生活習慣病の早期死亡率(%)	19.1 (2013)	2015年比 10%低減	2015年比 30%低減
	常住人口千人当たりの医師数(人)	2.2	2.5	3.0
	衛生総支出に占める個人衛生支出比率(%)	29.3	約28	約25
健康環境	都市の大気が良好な日数の割合(%)	76.7	>80	持続改善
	地表水の質がⅢ類に達する比率(%)	66	>70	持続改善
健康産業	健康サービス産業の市場規模(万億元)	—	>8	16

資料)党中央・国務院公表(2016. 10)「健康中国2030」計画綱要より作成。

図表4 “健康中国行動”の実施状況に関する評価指標枠組

No.	指標名称	起点水準	2022年	No.	指標名称	起点水準	2022年
			全国目標値				全国目標値
1	平均寿命(歳)	76.7	77.7	14	新生児遺伝性代謝疾患スクリーニング率(%)	97.5	≥98
2	乳児死亡率(‰)	6.8	≤7.5	15	農村適齢女性の子宮頸癌と乳癌のスクリーニングカバー率(%)	52.6	≥80
3	5歳未満の小児の死亡率(‰)	9.1	≤9.5	16	国家学生体質健康標準の優良水準達成率(%)	31.8	≥50
4	妊産婦死亡率(1/10万)	19.6	≤18	17	小中学の体育と健康に関する授業の受講率(%)	—	100
5	都市と農村の住民の「国民体質測定標準」合格以上の人数の割合(%)	2014年実績 89.6	≥90.86	18	小中学生の毎日の校内体育活動時間(時間)	—	≥1
6	住民の健康リテラシー水準(%)	14.18	≥22	19	全寮制小中学又は生徒600人以上の非全寮制小中学の常勤衛生専門技術者、生徒600人以下の非全寮制小中学の非常勤養護教諭又は衛生専門技術者の配置割合(%)	—	≥70
7	スポーツによく参加する人の割合(%)	2014年実績 33.9	≥37	20	メンタルヘルス専任職員配置の小中学の割合(%)	—	≥80
8	重大な慢性疾患の早期死亡率(%)	2015年実績 18.5	≤15.9	21	曝露動線5年未満の労働者の年間報告総数に占める新規塵肺症報告件数の割合(%)	—	低下
9	居住人口1000人当たりの医師(助手)数(人)	2.44	2.6	22	二級以上の総合病院の老年医学科設置割合(%)	—	≥50
10	衛生総費用に占める個人衛生支出の割合(%)	28.8	27.5	23	血圧患者の規範管理率(%)	2015年为50	≥60
11	健康科学普及専門家ライブラリと資源ライブラリの建設・整備と健康科学普及知識の発表と伝播体制の整備	—	達成	24	糖尿病患者の規範管理率(%)	2015年为50	≥60
12	医療機関と医療関係者による健康教育と健康促進の業績審査メカニズムの樹立	—	達成	25	郷鎮衛生院、社区卫生サービスセンターの中医非薬物療法提供比率(%)、村衛生室の中医非薬物療法提供比率(%)	—	100, 70
13	出生前スクリーニング(%)	61.1	≥70	26	郷(鎮、町内会)単位の適齢児童免疫計画ワクチン接種率(%)	90	>90

資料)国務院弁公庁(2019. 7. 15)「健康中国行動に関する組織実施と評価プログラムに関する通知」より作成作成。無表記の起点年次はいずれも2017年。なお、評価の根拠は「「健康中国2030」計画綱要」(2016. 10)に基づくとする。

ートした第14次5か年計画にも明確に「健康中国2030」の政策趣旨を反映させており、関連の5か年目標を分野ごとに策定され、継続性を担保している。

まず、**図表5**に示す新5か年計画期における国民健康計画（2022年6月公布）の諸指標を見ると、目標の細分化が工夫され、計画の性質付け（「予測性」、「拘束性」）も表記されるようになり、（2017年以降）政策実施と成果評価を実質的に進めてきたことを裏付けており、今後の5か年計画期においてもしかるべき政策実績を保っていく政策意志も窺わせている。特に注目すべきは平均寿命に加え「平均健康寿命」という指標も追加された、また「拘束性」指標として主に生活環境と医療サービス分野に指定され、目標の必達性が強調されている。

次に、**図表6**に見る新5か年計画期における全民医療保障計画（2021年9月公布）の発展指標では、医療保障の全国民への浸透＝インクルージョン（個人医療負担率の軽減も27%と設定）と基金保全の強化に加え、「精細管理」による医薬品・医療消耗品の公的調達水準や地域を跨ぐ入院治療の清算比率の向上（70%）も提起され、国内外の情勢変化に合わせて医療保障のサプライチェーン強化と全国统一市場の整備に対しても政策意志がうかがえる。

以上は主に政策展開による取り組みの動向であるが、この間における国民健康状況の改善をはじめ、インフラの整備拡充についても地道な成果を挙げつつある。

図表5 第14次5か年計画(2021~2025)期の国民健康計画の指標設定

領域	主要指標	2020年	2025年	性質
健康水準	平均寿命(歳)	77.93	1歳増	予期性
	平均健康寿命(歳)	-	同水準増	予期性
	妊産婦死亡率(1/10万)	16.9	≤14.5	予期性
	乳児死亡率(‰)	5.4	≤5.2	予期性
	5歳以下児童死亡率(‰)	7.5	≤6.6	予期性
	重大生活習慣病早期死亡率(%)	16	≤15	予期性
健康生活	住民健康素養水準(%)	23.15	25	予期性
	定期的に運動する国民の人数割合(%)	37.2	38.5	予期性
	15歳以上人口の喫煙率(%)	25.8	23.3	予期性
健康サービス	妊産婦と3歳以下児童のシステム管理比率	>85	>85	予期性
	郷(鎮、街道)を単位とする適齢児童の免疫計画ワクチン接種率(%)	>90	>90	拘束性
	重度の精神障害者管理比率(%)	87	≥90	拘束性
	全国児童青少年総合近視率(%)	52.7	年平均0.5%低減	拘束性
	漢方医学臨床科室設置の二級以上公立病院の比率(%)	86.75	90	予期性
健康保障	衛生総費用に占める個人衛生の比率(%)	27.7	27	拘束性
	従業員基本医療保険政策範囲内の入院費用の保険基金支払い比率(%)	85.2	安定維持	予期性
	都市農村住民基本医療保険政策範囲内の保険基金支払い比率(%)	70	安定維持	予期性
健康環境	地級以上都市の空気質優良日数の比率(%)	87	87.5	拘束性
	地表水質がⅢ類水体水準に達する比率(%)	83.4	85	拘束性
	国家衛生都市比率(%)	57.5	持続向上	予期性
健康産業	健康サービス業の市場規模(兆元)	-	>11.5	予期性

資料) 中国政府(国家発改委)公表(2022.6.1)「十四五」国民健康計画より作成。

図表6 第14次5か年計画(2021~2025)期の全民医療保障発展指標

区分	主要指標	2020年	2025年	性質
保険加入	基本医療保険加入率(%)	>95	>95 ^①	拘束性
基金安全	基本医療保険(含む生育保険)基金収入(兆元)	2.5	収入額が経済発展水準に更に適応	予期性
	基本養老保険(含む生育保険)基金支出比率(%)	2.1	支出額が経済発展水準、人々の基本医療需要に更に適応	予期性
保障水準	従業員基本医療保険政策範囲内の入院費用保険支出(%)	85.2	安定維持	予期性
	都市農村住民基本医療保険政策範囲内の入院費用保険支出比率(%)	70	安定維持	予期性
	重点救助対象の規定に符合する入院医療費用の救助割合(%)	70	70	予期性
	衛生総費用に占める個人衛生支出の割合(%)	27.7	27	拘束性
精細管理	疾病診断関連組み分け支払いと病種別支払いの全入院費の割合(%)	-	70	予期性
	公立医療機関の省級集中調達センター経由購入薬品金額の薬品総購入額(漢方薬錠剤除く)に占める比率(%)	約75	90	予期性
	公立医療機関の省級集中調達センター経由購入高価な医用消耗品金額の高価医用消耗品総購入額に占める比率(%)	-	80	予期性
	薬品の集中帯量買い付け品種(種)	112	>500 ^②	拘束性
利便サービス	高価な医用消耗材の集中帯量買い付け品種(種)	1	>5 ^③	拘束性
	省を跨ぐ入院費の清算比率 ^④ (%)	>50	>70	予期性
	医療保障業務サービスのオンライン対応比率(%)	-	80	予期性
	医療保障業務サービスの窓口対応比率(%)	-	100	約束性

資料) 中国政府(国务院弁公庁)公表(2021.9)「十四五」全民医療保障計画より抜粋作成。注)①計画期間中に基本医療保険加入率が毎年95%以上を維持することを指す。②2025年まで省(自治区・直轄市)の国家と省級薬品集中帯量の仕入れ品種は500個以上に達する。③2025年まで各省(自治区・直轄市)の国家と省レベルの高価の医療用消耗品の集中帯量の仕入れ品種は5種類以上に達する。④入院費用の省を跨いだ直接決済人数がすべての入院省を跨いだ外来診察人数を占める比率を指す。

まず、2020年における中国人の平均寿命が政策目標（77.3歳）を上回った77.9歳に達したことは端的な成果とも言える（図表7）。2010よりは3.43歳の増加であり、1990～2000年の2.85歳増、2000～2010年の3.07歳より増加幅が拡大しており、2030年の目標である79歳の目標は無理なく達成されるであろう。

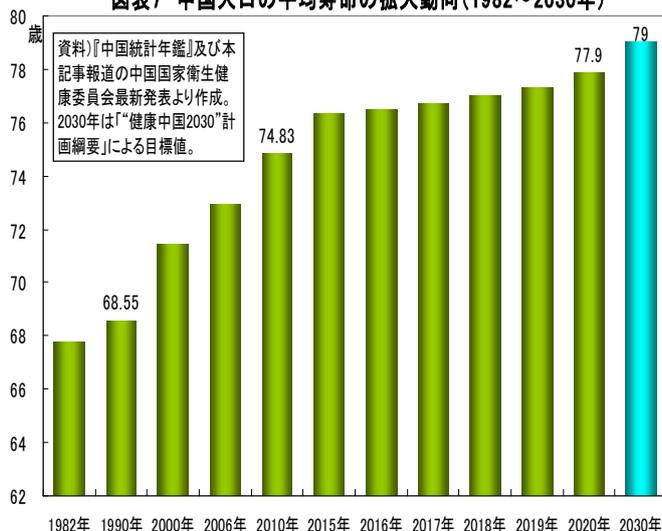
次に国民の医療保険の加入動向（図表8）をみると、国民年金制度の急整備と同様、極めて短い期間に制度構築ができたが、2007年の全人口2割未満の加入率から2020年の96%を超えた加入率に引き上げてきたこと（加入者数は2.2億人から13.6億人に増加）は特筆すべく、中でも都市・農村部一般住民を大きくカバーできたことは「健康中国2030」実施直後の大きな成果（95%以上との政策目標もクリア）だとも認められ、医療保障の基盤づくりが出来たと言えよう。

医療保険制度の整備拡充により、中国の医療費用の個人負担率が2000年ごろの60%から急速に低下し続けており、2021年には2025年の目標値の27%にも近づいてきており、社会保険による医療費の支払い比率は拡大傾向を辿っている（図表9）。また中国の医療費の総額が近年急速な拡大が続いており、2020年にGDPの7%台に達した。

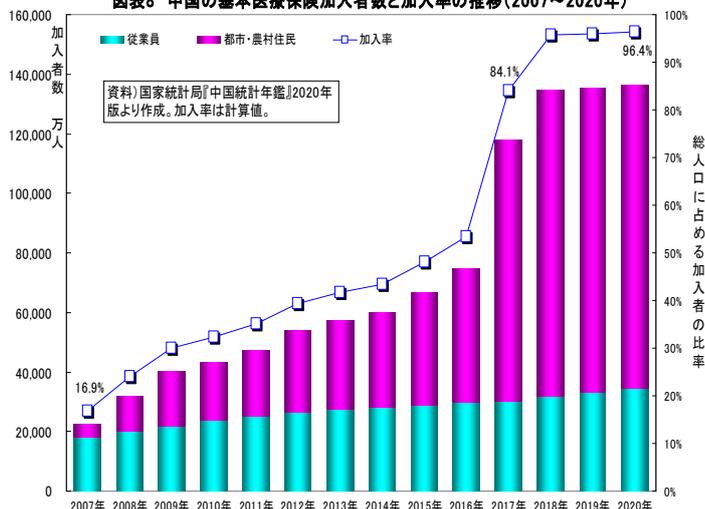
人口高齢化の進行に伴い、医療費用の拡大が今後も大きく伸び続けていくとされる中で、十分とは言えないが、年金保険制度と共に、短期間で基本的な制度整備ができ、個人負担率が3割以下に抑えられてきたことは並大抵のことではなく、全国民医療保障を確保するうえで最も重要な取り組み成果とも言えるであろう。

最後に、諸政府計画の政策目標で多く提起されている医療サービスインフラの整備状況を見てみよう。

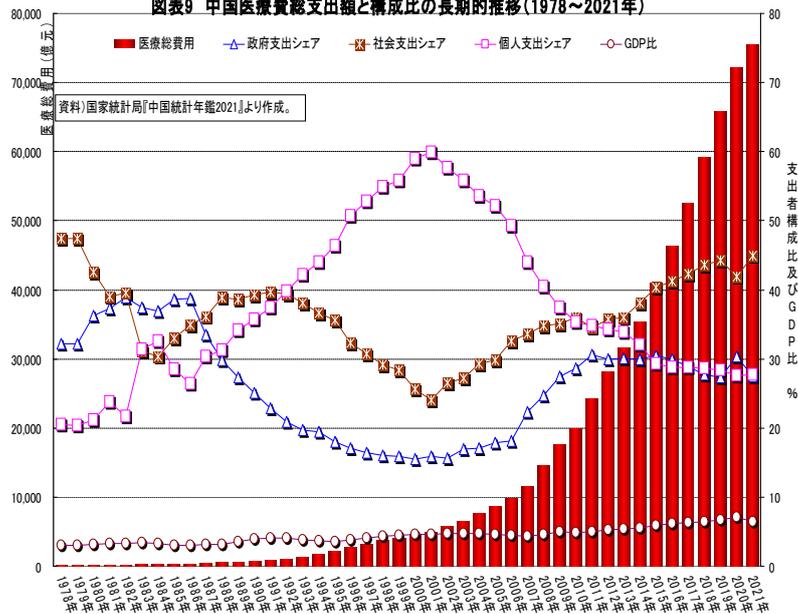
図表7 中国人口の平均寿命の拡大動向(1982～2030年)



図表8 中国の基本医療保険加入者数と加入率の推移(2007～2020年)



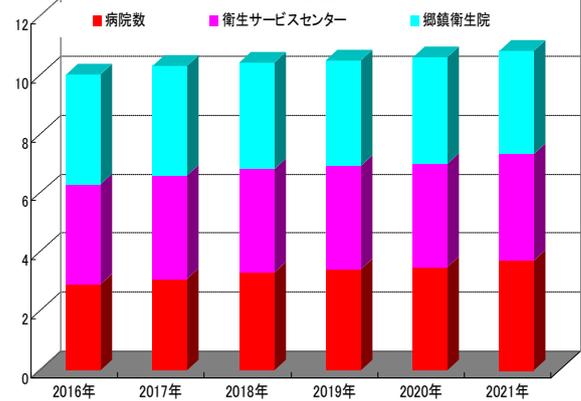
図表9 中国医療費総支出額と構成比の長期的推移(1978～2021年)



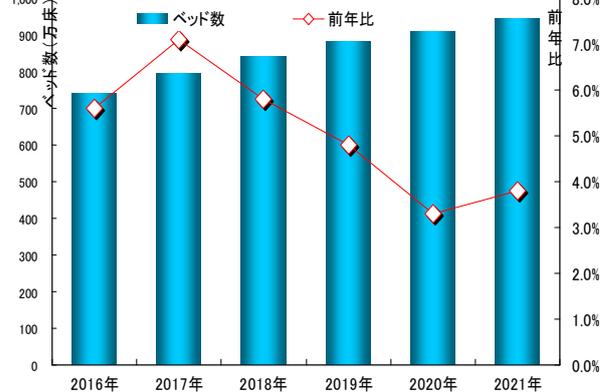
図表 10 に示す中国病院数の増加は衛生サービスセンターと共に、継続的に見られているが、農村部にある郷鎮衛生院（設備も比較的劣後する）の数が減少傾向にあることがみて取れよう。農村人口の減少が背景にあるほか、設備の改善・拡充により衛生サービスセンターなどに昇格されたことによると思われる。一方、病室ベッド数の増加は 2019 年まで 5% の比率で続いており、2021 年も 4% に近い水準になっており、基本的な医療インフラを提供することになっている。

最も顕著な増加を見せているのが医療サービスに従事するマンパワーの増大である（図表 12）。大学での中国の医療従事者は専門学習と研修を経て人命救助や疾病治療・看護にあたり、国民の健康維持と寿命延長に寄与していることはさることながら、「健康中国 2030」の達成にも最も重要な人的資源であろう。これに関して、中国政府は最新の政策を公布し（図表 1 の No. 24）、その更なる発展を支援していくとしている。

図表10 中国における病院施設数の推移(2016～2021)



図表11 中国の病院ベッド数の推移(2016～2021年)

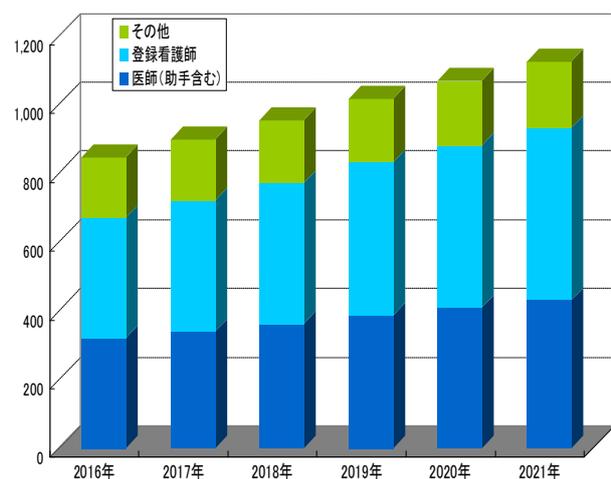


3. 新 5 か年計画期の主な健康医療産業促進策の方向性

上記では「健康中国 2030」の政策指向と後続の関連政策の取り組み動向及び中国の医療保障インフラの整備動向を見てきたが、政策は一貫性を持ちながら地道に実施され、相応の成果を上げてきたと言える。新しい 5 か年計画期に入って「健康中国 2030」に沿った主要領域の専門政策がでそろっており注目に値する。ここでは、主に主要な 3 つの分野の 5 か年計画を取り上げて紹介し、その政策目標と実施事業を中心に見ることで政策の重点分野と方向性を明らかにし、今後の市場展望を見通したい。3 つの分野の 5 か年計画とは、①「“十四五”全民医療保障計画」（図表 1 の No. 15）、②「“十四五”国民健康計画」（図表 1 の No. 22）、③「“十四五”医薬工業発展計画」における発展目標と主要任務（（図表 1 の No. 20）で、①と③の数値目標についてすでに前節で見たので、ここでは主に政策目標と実施事業を中心に見ていきたいと思う。

まず、①の「“十四五”全民医療保障計画」は昨年 9 月に国务院弁公庁から通達され、全国民の健康保障の 5 か年計画として医療保障の制度整備と改善に向けて 5 年間の総合・具体目標と各方面に及ぶ実

図表12 中国の医療従事者数の増加動向



施事業を図表 13 のように提起され、重要な政策位置づけと指導的な政策意義を持つものと思われる。

次に、②の「“十四五”国民健康計画」（今年 6 月公布）における発展目標と主要任務を見てみよう。目標は 2025 年までの直近目標と 2035 年の展覧目標と 2 段階になるが（図表 14）、実施事業は主に今後 5 か年のものとしており、7 つの方面から詳細に記載されており、国民健康促進を、人間のライフサイクルの長いスパンで施策されていることに注目すべきであろう。また国民健康促進事業を、漢方医薬の継承と優位性発揮や医薬工業の革新発展を推進し、ハイエンド医療設備と健康用品の製造生産の促進といった医薬産業の発展も重要視され、政策の持続性や経済合理性の配慮がなされていることが分かる。

更に、③の「“十四五” 医薬工業発展計画」（今年 2 月公布）について、その発展目標と主要任務および科学技術の取り組み重点を見てみよう。まず、今後 5 年の医薬工業の発展目標として、「高速成長を実現し、フロンティア分野革新の成果が突出し、革新の駆動力が増強し、産業チェーンの現代化レベルが明らかに上昇し、高い薬器供給保障システムを更に健全で、国際化は全面的にハイエンドに邁進する。規模の効果は着実に拡大し、上高、利潤総額の年平均増加率 8%以上を維持し、増加値が全工業に占める割合を 5%前後に

図表 13 「“十四五” 全民医療保障計画」における発展目標と主要任務

総合目標と具体目標	<p>➤2025年までに、医療保障制度は更に成熟し定型化し、基本的に待遇保障、資金調達運行、医療保障支払、基金監督管理などの重要なメカニズムと医薬サービス供給、医療保障管理サービスなどの重要な領域の改革任務を完成し、医療保障政策の規範化、管理の精密化、サービスの簡便化、改革協同化の水準は明らかに上昇する。</p> <p>＜公平な医療保険の建設＞基本医療保障はより公平で普遍的であり、各方面の責任はより均衡であり、保障範囲と基準は経済社会発展レベルとより適応し、公共サービスはより可。</p> <p>＜法治医療保険の建設＞医療保障制度の法定化程度は明らかに上昇し、定点医薬機構の管理は更に透明で高効率で、基金監督管理制度体系は更に完備し、行政法執行は更に規範化し、全社会の医療保障法治の観念は明らかに増強する。</p> <p>＜安全な医療保険の建設＞基金の運営はより安全で安定しており、情報安全管理は持続的に強化され、病気による貧困を防止・解消し、貧困に戻る長期的なメカニズムは基本的に確立され、医療保障の安全網はより緊密になっている。</p> <p>＜スマート医療保険の建設＞医療保障情報化レベルが著しく向上し、全国統一の医療保障情報プラットフォームが全面的に建設され、「インターネット+医療」医療保障サービスが絶えず完備され、医療保障ビッグデータと知能監視が全面的に応用され、医療保障電子証書が普遍的に普及され、医療決済がさらに便利になる。</p> <p>＜協同医療保険の建設＞医療保障と医薬サービスの高品質の協同発展、医療保障の支払メカニズムはより効率的で効率的で、市場を主導とする医薬価格と購買メカニズムはより完全で、医療サービスの価格調整はより鋭敏である。</p>
主要実施事業とプロジェクト	<p>【1】多階層医療保障制度体系の健全化⇒①基本医療保険加入の質を向上させる。②基本医療保障待遇保障メカニズムを完備する。③基本医療保障資金調達メカニズムを最適化する。④商業健康保険の発展を奨励する。⑤医療互助の秩序ある発展を支持する。⑥介護保険制度を着実に構築する。</p> <p>【2】医療保障の協同管理システムの最適化⇒①医療保障の支払いメカニズムを継続的に最適化する。②医薬価格形成メカニズムを改革・改善する。③基金監督管理体制のメカニズムの健全化を加速する。④効率的な医薬サービス供給システムを共同で建設する。</p> <p>【3】堅固な医療保障サービス支持システムの構築⇒①医療保障公共サービスシステムを健全にする。②法治の支持を強化する。③安全発展を推進する。④医療保障情報化建設を加速させる。⑤標準化システムを健全にする。</p> <p>【4】堅固な医療保障サービス支持システムの構築⇒①医療保障公共サービスシステムを健全にする。②法治の支持を強化する。③安全発展を推進する。④医療保障情報化建設を加速させる。⑤標準化システムを健全にする。</p> <p>【5】主要な実施プロジェクト⇒①重大疾病救助工程、②医療保険目録薬品監測評価工程、③全国医薬価格監測工程、④医療保険基金監測全範囲工程、⑤医療保障サービス模範工程、⑥医療保障政務サービス向上工程、⑦国家遠隔医療決済能力建設プロジェクト、⑧重点地域医療保険一体化任務、⑨全国統一医療保障情報プラットフォーム。</p>

資料) 中国政府(國務院弁公庁)公表(2021.9)「“十四五” 全民医療保障計画」より抜粋作成。

図表 14 「“十四五” 国民健康計画」における発展目標と主要任務

二段階の発展目標	<p>➤2025年までに、衛生健康システムは更に完全になり、中国の特色ある基本医療衛生制度は次第に健全になり、重大な疫病発生と突発公共衛生事件の予防と制御の対応能力は著しく向上し、漢方医薬の独特な優勢は更に発揮し、健康科学技術の革新能力は明らかに増強し、平均寿命は2020年の基礎の上で引き続き1歳前後を高め、健康平均寿命も同比例に延びるようになる。</p> <p>＜公衆衛生サービス能力が著しく増強＞重大な疫病発生と突発的な公共衛生事件に有効に対応し、国家の公共衛生安全情勢の需要に適応する強大な公共衛生システムを基本的に構築し、早期監視測定、知能早期警報、迅速な反応、高効率な処置、総合的な治療能力を著しく向上させる。</p> <p>＜一群の重大疾病の危害が制御・除去＞エイズは引き続き低い流行レベルに制御され、結核病の発病率はさらに低下し、寄生虫病、重点風土病と人獣共通感染症の危害は持続的に制御と除去され、重大な慢性病の発病率の上昇傾向は抑制され、心理関連疾病の発生の上昇傾向は緩慢になり、深刻な精神障害、職業病は有効に制御される。</p> <p>＜医療衛生サービスの質は継続的に改善＞基層医療衛生サービス能力は絶えず向上し、全方位全周期の健康サービス体系は徐々に健全になり、分級診療構造は徐々に構築され、漢方医薬の特色優勢は更に明らかになる。</p> <p>＜医療衛生関連の支持能力と健康産業の発展水準の持続向上＞業界の特徴に適應する医学教育と人材育成システムは徐々に健全になり、衛生健康科学技術の革新能力は更に増強し、衛生健康情報化建設は加速に推進し、健康サービス、医薬製造などの健康産業は持続的に発展する。</p> <p>＜国民健康政策システムの更なる健全化＞衛生健康法律法規体系は更に完備し、医薬衛生体制の改革は持続的に深化し、人民の健康優先発展を保障する制度体系と健康影響評価制度は次第に創出し、衛生健康管理能力と管理水準は更に向上する。</p> <p>➤2035年を展望し、社会主義現代化の基本的実現に相応する衛生健康システムを創出し、中国の特色ある基本医療衛生制度は更に完備し、国民の平均寿命は80歳以上に達し、健康平均寿命も次第に高まる。</p>
七方面の主要任務	<p>【1】公衆衛生防護網をしっかりと編む⇒①疫病の予防・制御能力を高め、②監視・警告メカニズムを完備し、③応急対応と処置メカニズムを健全にし、④重大疫病の救急治療能力を高める。</p> <p>【2】全面的に健康問題と影響要素に介入する⇒①健康的な生活様式を普及し、②伝染病、寄生虫病と風土病の予防と制御を強化し、③慢性病の総合的な予防と制御と傷害予防干与を強化し、④心理健康と精神衛生サービスを完備し、⑤環境健康と食品薬品の安全を維持し、⑥愛国衛生運動を深く展開する。</p> <p>【3】全周期で人々の健康を保障する⇒①1出産と乳幼児の看護サービスを完備し、②女性と児童の健康を保護し、③老人の健康を促進し、④職業健康保護を強化し、⑤障害者関連の重点人の健康サービスを強化する。</p> <p>【4】医療衛生サービスの質を向上させる⇒①1医療サービスモードを最適化し、②医療品質管理を強化し、③補充サービスのショートボードを加速する。</p> <p>【5】漢方医薬の伝承革新発展を促進する。⇒①健康サービスにおける漢方医薬の役割を十分に発揮し、②漢方医薬の高品質発展の基礎を固める。</p> <p>【6】優れた健康産業を作る⇒①医薬工業の革新発展を推進し、②ハイエンド医療設備と健康用品の製造生産を促進し、③社会医療事務の持続的規範発展を促進し、④商業健康保険の供給を増加し、⑤健康関連産業の融合発展を推進する。</p> <p>【7】国民の健康支持と保障を強化する⇒①医薬衛生体制の改革を深化させ、②衛生健康人材チームの建設を強化し、③衛生健康科学技術の革新を加速し、④全民健康情報の共同応用を促進し、⑤衛生健康法治システムを改善し、⑥交流と協力を強化する。</p>

資料) 中国政府公表(2022.6)「“十四五” 国民健康計画」より抜粋作成。

高め、業界のリード企業の集中度はさらに向上する」と謳われ、主な実施事業に、①プロダクトイノベーションと産業化技術のブレークスルーの加速、②産業チェーンの安定性と競争力の増強、③供給保障能力の増強、④医薬製造能力の系統的アップグレードの推進、⑤国際競争における新しい優位性の創出の5項目が挙げられており、意欲的な成長事業を計画している。また、5か年における医薬技術イノベーション事業として図表15に見る詳細な産業化技術や医薬品技術の取り組みを目指しており、広範な市場需要と潜在的な技術確立の余地を伺わせている。同産業計画こそ、中国政府が重視している健康サービス業の根幹をなすものであり、医薬品工業の産業チェーンやサプライチェーンの構築を図る上でも重要な意義を持つものであろう。

上記で取り上げた3大領域の健康医薬事業の5か年計画からも中国政府は「健康中国2030」の目標達成のために、ときの5か年計画を中心に綿密に関連領域の発展目標と実施事業を画策しており、着実に国民の健康福祉を大きく引き上げていくことが目指されていることが分かるが、これによって健康産業の基盤づくりが大きく進み、そのうち健康産業が経済成長の促進力にもなる新興産業振興として成長されることが期待される。

4. 中国の健康産業の発展現状と市場展望(結びに代えて)

「健康中国2030」の計画実施と関連の諸政策の推進は大健康産業医療の成長発展にとって追い風になることは言うまでもなく、ここでは中国の大健康産業の発展動向を概観する。中国における大健康産業は主に ①医薬基礎インフラ、②消費者医療保障、③医薬市場、④非医薬医療保健商品市場、⑤医療保健サービスの5分野からなっている(図表16)。

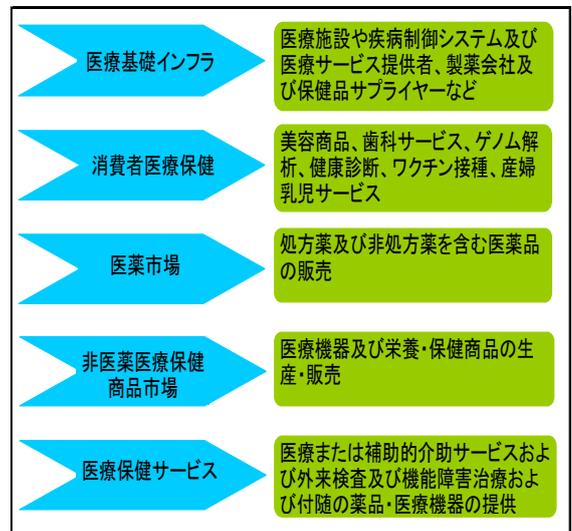
図表17は中国の大健康産業の発展動向を分野別に見たものであるが、図表16の市場構成に相応しく医療健康サービス

図表15 「十四五」医薬工業計画による医薬技術イノベーション事業

医薬産業化技術戦略事業	<p>(1) <化学薬品技術> より高い効率、より良い品質、緑色安全を実現できる原料革新技術の開発に重点を置く。高選択性、長時間作用徐放などの特徴を有する複雑な製剤技術は、微小球などの注射剤、徐放、多顆粒システムなどの経口製剤、経皮、移植、吸入、口溶膜投薬システム、薬器組み合わせ製品などを含む。</p> <p>(2) <漢方薬技術> 絶滅危惧薬材の人工繁殖技術、良質な漢方薬材の種子種苗技術、漢方薬材の無公害栽培、養殖技術、漢方薬生産品質制御技術を重点的に発展させ、漢方薬の特徴、病症特徴に基づく製剤形式と投薬技術に符合する。高品質漢方薬材を目標とする栽培技術体系を構築する。</p> <p>(3) <生物薬技術> 超大規模(10,000リットル以上/缶)細胞培養技術、二機能抗体、抗体カップリング薬物、ポリペプチドカップリング薬物、新型組換え蛋白ワクチン、核酸ワクチン、細胞治療と遺伝子治療薬物などの新型生物薬の産業化製造技術、生物薬の新しい投薬方式と新型送達技術、ワクチンの新しいアジュバントを重点的に開発する。</p> <p>(4) <医療機器技術> 製品の安定性や信頼性を高めるエンジニアリング技術、医療機器のデジタル化技術、人工知能による意思決定・診断分析支援ソフト、遠隔診療技術、価値の高い基幹部品や専用素材などを重点的に開発する。</p>
医薬革新製品産業化事業	<p>[1] <化学薬品> 重点的に腫瘍、自己免疫性疾患、神経変性疾患、心血管疾患、糖尿病、肝炎、呼吸系疾患、薬剤耐性微生物感染などの重大な臨床需要、および希少疾患の治療需要に対して、新しい標的、新しい機序を有する化学新薬を進展させる。アンチセンスオリゴヌクレオチド、低分子干渉RNA、蛋白分解技術(PROTAC)などの新型技術プラットフォームに基づく薬物を発展する。疾患の細分化の進展と精密医療の需要に基づいて、特定の疾患亜群に対する精密治療薬物を開発する。明確な臨床価値を有する改良型新薬を進展させる。</p> <p>[2] <漢方薬> 臨床価値をガイドとして、病証結合、専病専薬あるいは症候類漢方薬などの多種の方式で漢方薬新薬の研究開発を展開し、古代の経典名方に基づく漢方薬複方製剤の研究開発および医療機関の漢方薬製剤から漢方薬新薬への転化を重点的に展開する。漢方薬の有効物質と薬理毒性の基礎研究を深く展開する。漢方製剤の二次開発を展開し、漢方薬の大品種を進展させる。</p> <p>[3] <生物薬> 抗体薬物領域では、重点的に腫瘍、免疫類疾病、ウイルス感染、高脂血症などの疾病に対する新型抗体薬物、新世代免疫測定点調節薬物、多機能抗体、G蛋白共役受容体(GPCR)抗体、抗体共役薬物(ADC)を進展させ、抗体と他の薬物の連合治療法を進展させる。ワクチン分野では、新型新型コロナウイルスワクチン、ヘルペスワクチン、多価ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン、多価ワクチンなどの製品を重点的に進展させる。組換え蛋白質薬物領域において、新標的革新薬物、および長期効果技術、新投与経路を採用する発売された薬物のグレードアップ製品を重点的に進展させる。その他の領域では、新しい標的、新しい適応症に対するキメラ抗原受容体T細胞(CAR-T)、キメラ抗原受容体NK細胞(CAR-NK)などの免疫細胞治療、幹細胞治療、遺伝子治療製品と特異性免疫グロブリンなどを重点的に進展する。</p> <p>[4] <医療機器> 新型医学映像、体外診断、疾病回復、腫瘍放射線治療、応急治療、生命支持、着用可能な監視測定、中医診療などの領域の医療器械、疾病スクリーニング、精密薬剤使用に必要な各種の分子診断製品、ステント弁膜、心室補助装置、頭蓋骨材料、神経刺激器、人工関節と脊柱、運動医学軟部組織固定システム、人工結晶などのハイエンド移植介入製品を重点的に進展する。組換えコラーゲン類、分解可能材料、組織器官誘導再生と修復材料、新型口腔材料などの生物医療用材料。人工知能などの情報技術の医療機器分野への応用を加速させる。</p>

資料) 中国政府公表(2022.2)「十四五」医薬工業発展計画より抜粋作成。

図表16 中国における大健康産業の市場構成



資料) 各種公開資料より作成。

スを筆頭に、薬品市場、非薬品市場、消費医療健康サービス、医療保健施設の順に産業の規模拡大が続いており、2019年の実績では合計すでに政府計画の8兆元を上回った9兆元の産業規模に達している。また2024年に向けて各分野とも成長ペースが10%台で持続されると見られており、産業全体の規模は12兆元に膨れ上がるものとなると予測されている。

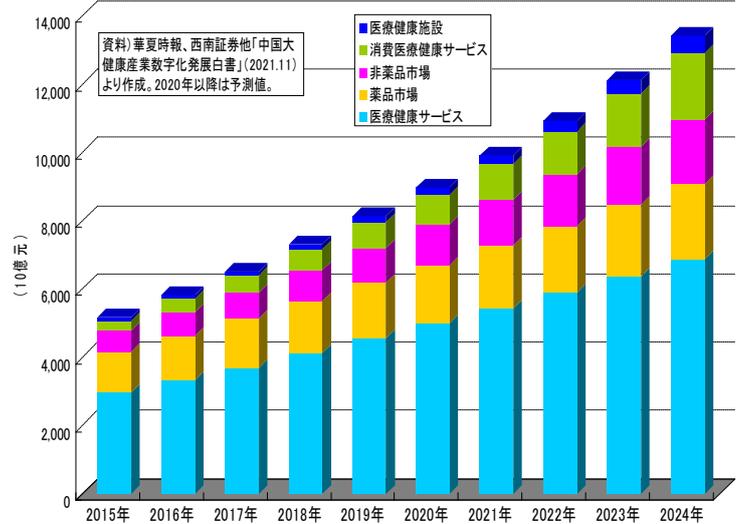
世界最大の健康市場を誇るアメリカと比較して中国の大健康産業の市場規模が大きく劣後するが、しかし成長スピードがアメリカよりも速いことは事実であり、例えば、**図表18**にみる中国と米国の医療器械の市場規模の推移を見ても明らかであろう。格差の度合いから見ても中国の医療器械産業の市場規模は2016年の米国市場の約7分の1から2025年の約3分の1の水準に接近すると予測されている。

医薬品に関しても同様なことが言えるであろう。**図表19**はハイテク製品貿易における中国医薬品の輸出入動向を示しているが、2011年までの出超（黒字）から2012年に入超（赤字）に転落し、2020年まで大きな貿易赤字を計上している。その背景は中国のハイテク製薬技術の不足に加えて、高級な医薬品に対する需要の拡大があると考えられる。

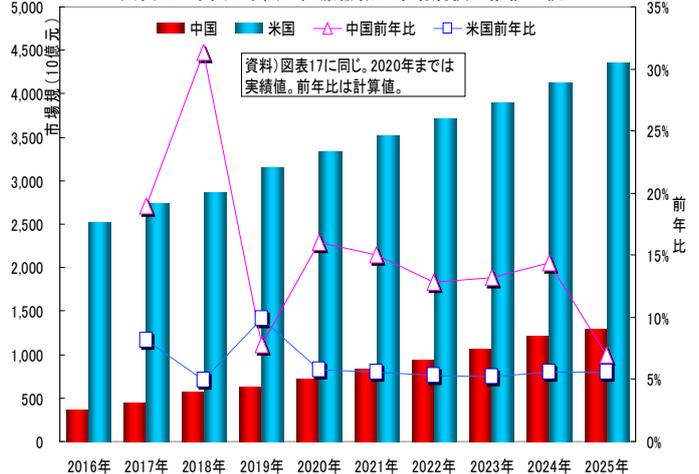
中国の健康産業の総合的な促進策により、産業のプロセスイノベーションとプロダクトイノベーションが今後さらに助長され、いずれは中国のハイテク分野における医薬品の輸出入構造が再逆転する可能性はあるが、さしあたりは先進国の製薬企業に一定の稼ぎ時が継続されると思われるが、可能な限りこの期間を短縮しようとするのが中国の悲願である。

これに関して、**図表20**と**図表21**は非常に示唆的な意味を示しているであろう。中国国民の可処分所得の増加に伴って医療保健への消費需要が確かに拡大しているが、まだ大きな潜在的需要が掘り出されておらず、今後の人々の健康知識や意識の向上と保健製品の供給拡大により

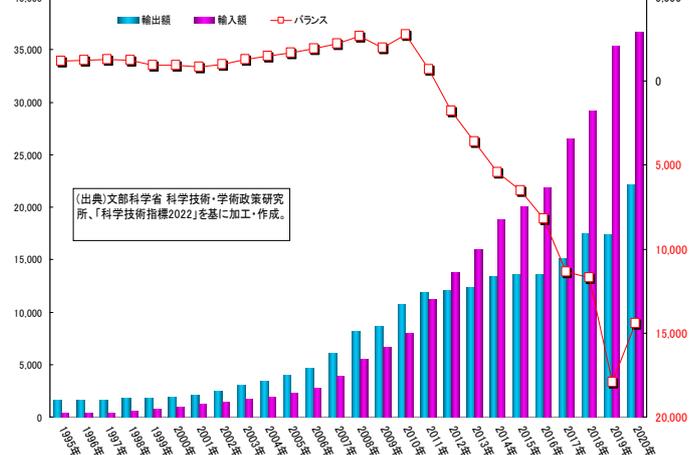
図表17 中国の健康医療産業の発展動向(2015~2024)



図表18 中国と米国の医療器械の市場規模の推移比較



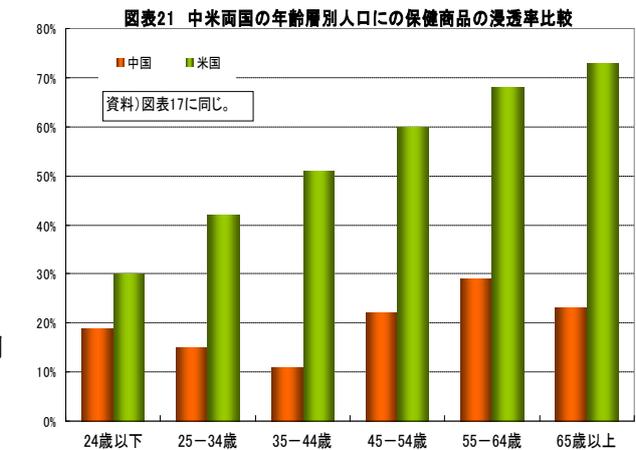
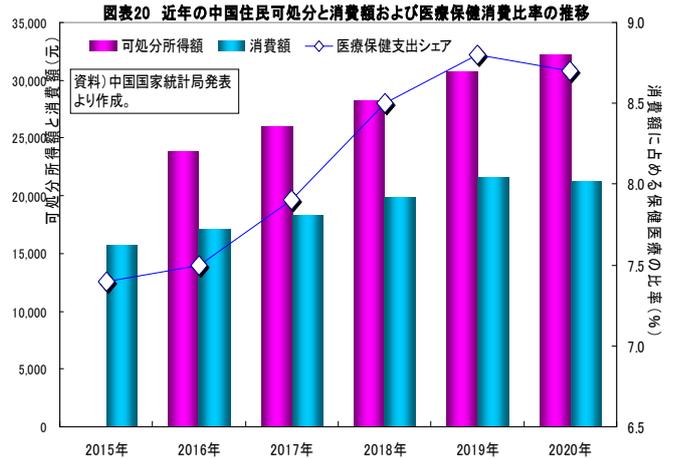
図表19 ハイテク製品貿易における中国医薬品の輸出入動向 (単位: 百万ドル)



更に拡大することはアメリカとの年齢層別の保健商品の浸透度の相違からも読み取れるであろう。

中国の健康産業は狭義のヘルスケアの意味ではなく、2019年の統計改訂により大きく分野拡大されただけに² 今後「健康中国2030」の推進強化と支援産業の発展及び国民所得のさらなる向上による健康需要の増大により、長期的な成長が見込まれており、それによる国内外企業の投資参入やビジネス展開が期待され、また同産業におけるデジタル化の発展も目覚ましく、デジタルイノベーション分野の中外協業やコラボレーションも多く期待されるであろう。

また、大きなポテンシャルを持つ中国の健康産業における事業再編や新規参入の動きも近年活発化しており、それに伴うM&A関連の案件が多く成約されていることも報告されている（「2022 易凱資本中国健康産業白皮書（健康産業並購篇）」）。同白書によると、2021年の中国医療健康分野におけるM&A投資が計764件、同227億元を計上され、2018年の439件、171億元に比べて大きく増えている（暦年も遡増傾向）。このことから見ても今後高齢者健康事業と同様、総合的な新興市場である中国の健康産業は新しい投資機会やビジネスチャンスが相当長い期間にわたって増え続けよう。



以上

² 国家统计局（2019-04-09）『健康産業統計分類（2019）』によると、中国の健康産業には、医療衛生サービス、健康事務、健康環境管理と科学研究技術サービス、健康人材教育と健康知識普及、健康促進サービス、健康保障と金融サービス、知恵健康技術サービス、薬品とその他の健康製品流通サービス、その他の健康関連サービス、医薬製造、医療器械設備と器械製造、健康用品、器材と知能設備製造、医療衛生機構施設建設、漢方薬材栽培、養殖と採集などの13業種が含まれる。この新しい分類は「健康中国2030」の趣旨に基づくものともされているので「環境保護産業」と同様、広範な裾野を持たせることでその産業発展促進と波及効果を誘導させていく行政側の意向が反映されている。

中国における中古車市場の最新動向 について

MIZUHO

弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所
弁護士 小林 幹雄
Email : kobayashi.mikio@uryuitoga.com
Tel : +81-3-5575-8400

1. はじめに¹

2021年、中国では1758.51万台の中古車が取引された(前年同期比22.62%増)。同じ年の中国における自動車の新車販売が2627.5万台であることに鑑みれば²、中国の中古車市場には更なる拡大の余地がある。中古車市場の拡大を確実なものとするために、2016年以降、中国政府は異なる地域間における中古車取引に対する制限の撤廃を進めると共に、中古車輸出の促進、中古車取引の増値税率引き下げ等を実施した。一連の政策により中古車の流通が活性化すること及びその相乗効果としての新車市場の拡大が期待される。

本稿では、中古車流通に対する中国の現行規制の概要、及び中古車取引の活性化に向けた近時の関連政策を紹介する。

2. 中古車流通に対する現行規制の概要

(1) 中古車流通関連規制の根拠

中国における中古車(中文: 二手车)取引は、「中古車流通管理弁法」(商務部、公安部、旧工商総局及び税務総局令2005年2号)(以下「管理弁法」)に基づき規制されている。管理弁法は2005年10月1日に施行され、その後2017年に改正³されて現在に至る。なお、近時の規制緩和の一環として、管理弁法については再度の改正が予定されている⁴。

管理弁法において「中古車」とは、登録登記手続の処理を完了した後、国家の強制廃車標準に到達する前に取引を行い、かつ、所有権を移転した自動車、トレーラー及びオートバイを指す。中国国内において中古車経営活動又は中古車に関係する活動に従事する場合には、管理弁法を適用する(管理弁法2条)。商務部は管理弁法に基づき「中古車取引規範」(公告2006年22号)(以下「取引規範」)も制定している。中古車流通に対する従前の規制内容を把握するためには、適宜、取引規範も参照することになる。

(2) 中古車経営の主体及びその業務内容

中古車経営の主体には、中古車ディーラー企業、中古車オークション企業、中古車ブローカレッジ機構及び中古車鑑定評価機構が含まれる。各主体はディーラー業務、オークション、ブローカレッジ及び鑑定評価等の中古車経営行為に従事する(管理弁法5条)(表1)。これらの企業は、後述する中古車取引市場において営業することが多い。ただし、当該市場以外に登記登録住所及び経営場所がある企業も、中古車販売に従事することができる⁵。自動車メーカー、新車ディーラー等による中古車経営参入も増えつつある。

上述した各経営主体は営業許可証の取得後、2か月以内に省級商務主管部門に届け出る必要がある(管

¹ 本稿の執筆にあたり、筆者所属事務所の蔡雯嫻外国法研究員(中国律師)の協力を得た。

² 本稿における中古車取引及び新車販売の台数は、それぞれ中国汽车流通協会及び中国汽车工業協会の公表数値による。

³ 2017年9月14日に商務部が発表した「一部規則の廃止及び修正に関する決定」(令2017年3号)に基づき、原規定の9条、10条及び11条が削除された。

⁴ 後記「自動車消費を安定化及び拡大する若干の措置に関する通知」四、国务院弁公庁『『六穩』『六保』に奉仕し、『放管服』改革を更に適切に行うことにかかる業務に関する意見』(国弁発[2021]10号)五、(12)等。

⁵ 後記「自動車流通の活性化、自動車消費拡大の若干の措置に関する通知」二、(4)。

理弁法 30 条)。なお、当該届出については、近時、商務部弁公庁等「中古車市場主体届出及び車両取引登記管理の完全化に関する通知」(商弁消費函[2022]239 号)により管理方法に改善が加えられている。

【表 1】 中古車経営行為の内容	
ディーラー業務	中古車ディーラー企業が中古車を購入し、又は販売する経営活動
オークション	中古車オークション企業が公開価格競争の形式により、最高価格を提示した者に中古車を譲渡する経営活動
ブローカレッジ	中古車ブローカレッジ機構がコミッションの取得を目的として、他人の中古車取引を促すために仲立、取次又は代理等に従事する経営活動
鑑定評価	中古車鑑定評価機構が、中古車の技術状況及びその価値について鑑定評価する経営活動

中古車は、中古車ディーラー企業、中古車オークション企業又は中古車ブローカレッジ機構を通じて(実務上は、中古車ブローカレッジ機構を通じた取引が多いとされる)、更に、必要に応じて中古車鑑定評価機構の鑑定評価を経て取引され、新所有者である買主の手元に届く。なお、近時では、インターネット上で各種企業が展開する中古車取引のプラットフォームが存在し、中古車取引の成立において重要な役割を果たしている。

中古車の所有者は、ディーラー企業、オークション企業及びブローカレッジ機構を通さず、買主に対して、直接、中古車を売却することも可能である(中古車の直接取引)。ただし、この場合には中国各地にある中古車取引市場で取引する必要がある。中古車取引市場は法律に基づき設立され、売買の当事者双方のために中古車の集中取引及び関連サービスを提供する場所である。中古車取引市場の経営者は、営業許可証の取得後、2 か月以内に省級商務主管部門に届け出る必要がある(管理弁法 3 条、6 条、30 条)。

(3) 買主に対する情報提供及びアフターサービス

中古車の売主は買主に対して車両の使用、修理、事故、検査及び担保権設定登記の有無、税金納付、廃車期限等の真実の状況・情報を提供しなければならない。売主の事実隠蔽や詐欺行為が原因となり買主が購入した車両の移転登記ができない場合には、売主は無条件で返品を引き受けると共に購入代金等を返還する必要がある。また、中古車ディーラー企業は中古車の販売時において、買主に対して品質保証⁶及びアフターサービスの承諾を提供し⁷、経営場所に明示しなければならない(管理弁法 14 条、15 条)。

このように、現行規制上、買主に対する情報提供及びアフターサービスに関する一定の配慮がなされている。ただし、中国では、以前より車両関連情報(走行距離・修理履歴等)の正確性及びアフターサービス等に対する消費者の根強い懸念が存在し、現時点においても基本的に同様であると思われる。中国にお

⁶ 取引規範 16 条によれば、中古車ディーラー企業がエンドユーザーに対して使用期間 3 年以内又は走行距離 6 万キロ以内の車両を販売する場合には、最低でも 3 か月又は走行距離 5000 キロの品質保証を提供する必要がある。

⁷ 「家庭用自動車製品修理交換返品責任規定」(国家市場監督管理総局令 43 号)に基づく三包責任(製品品質問題につき販売者等が負う修理、交換又は返品の責任)の内容は、修理保証期間内における車両の所有者移転によって変更されない(当該規定 30 条)。そのため、中古車についても、家庭用自動車でありかつ新車購入時の修理保証期間内であれば、中古車の所有者が上記三包責任による保護を受けられることになる。他方、新車購入時の修理保証期間を経過した中古車については、中古車販売時において中古車ディーラー企業等が付する品質保証やアフターサービスの承諾が特に重要になる。

ける中古車取引の活性化は、今後、政府部門の関連政策及び関連事業者において、消費者の懸念を解消する適切な情報提供や延長保証等の仕組みを構築できるかによっても左右される⁸。

3. 中古車取引の活性化に向けた近時の関連政策

(1) 異なる地域間における中古車取引に対する制限の撤廃

従前、中国では、多くの地方政府が環境保護等を理由として、他地域からの中古車の転入を厳格に制限しており、異なる地域間における中古車取引が実質的に制限されていた⁹。2016年以降、中国政府は上記制限の撤廃を進め、2022年8月1日には、「国5」排出基準に適合する小型の非営業用中古車について、異なる地域間における取引に対する制限を全国で撤廃した(表2)。

【表2】 異なる地域間における中古車取引に対する制限の撤廃	
2016年3月： 国务院弁公庁「中古車の円滑な取引を促進することに関する若干の意見」 (国弁発[2016]13号)	<ul style="list-style-type: none"> 中古車の自地域への転入を制限する政策を各地方政府が制定することを原則として禁止。 当該意見の発布後、関連政策文書が相次いで発布され¹⁰、異なる地域間における中古車取引に対する制限の撤廃方針及び具体的措置が明らかにされた。
2021年4月： 商務部弁公庁等「中古車取引登記の省を跨いだ一体的処理を推進し、異なる地域間における中古車取引を利便化することに関する通知」 (商弁消費函[2021]126号)	<ul style="list-style-type: none"> 中古車移転登記の利便化のために、小型の非営業用中古車については、車両の転出地又は転入地における移転登記手続を可能とした。また、機動車ファイル資料の電子化オンライン送付を導入した。 当該処理は、天津市等20都市において2021年6月1日より試行し、その他の直轄市等において同年9月1日より実施し、全国では2022年上半期に実施する。
2022年7月： 商務部等「自動車流通の活性化、自動車消費拡大の若干の措置に関する通知」 (商消費発[2022]92号)	<ul style="list-style-type: none"> 2022年8月1日より、全国(国家が明確に定める大気汚染防止重点区域を含む)において「国5」排出基準に適合する小型非営業用中古車の転入制限を取り消した。 各地方政府において、上記通知に対応して当該地域における転入制限を撤廃する動きが進む。

全国における制限の撤廃により、中古車需要の旺盛な地域に対する他地域からの中古車供給が促され、

⁸ 後記「中古車の円滑な取引を促進することに関する若干の意見」三、では、中古車の生産、販売、登記、検査、メンテナンス、修理、保険、廃車等、自動車のライフサイクルをカバーする情報システムを構築し、秘密情報やプライバシー情報に該当しない情報については社会に公開して照会できるようにする方針を示す。また、商務部「自動車流通業における『十二五』発展の促進に関する指導意見」(商建発[2011]489号)三、(2)では、企業による中古車認証制度及び品質保証承諾や、条件を満たす企業と保険会社が協力して自動車オーナーに対して品質保証の延長サービスを提供すること、中古車取引市場が先行賠償制度を実施すること等を通じて消費者の合法的利益を保護し、中古車を安心して購入できるようにすることを促している。

⁹ 管理弁法は「当該行政管轄区以外の公安機関交通管理部門において登録登記されている車両」はディーラー業務、売買、オークション及びブローカレッジの対象とすることができないとし(管理弁法20条1項8号)、取引規範は「中古車は車両登録登記の所在地において取引しなければならない」とする(取引規範9条)。このように関連規定上も、一定の範囲において中古車取引の地域的な制限がある。

¹⁰ 「発改総合[2016]832号」「商建字[2016]8号」「環弁大気函[2016]2373号」等。

中古車取引が活性化することが見込まれる。ただし、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、短期的には、制限撤廃の顕著な効果は表れていない。2022年9月の中国における中古車取引量は148.52万台（前年同期比5.72%減）であり、7カ月連続の前年割れとなった。上記規制緩和による効果を判断するためには、引き続き中古車市場の動向を注視する必要がある。

(2) 中古車輸出の促進

近時、中国政府は、国内における自動車消費市場の刺激等を目的として、一定の要件を満たす地区における中古車輸出業務の展開を促進している。2019年4月26日に商務部等が発布した「条件の成熟した地区における中古車輸出業務の展開を支持することに関する通知」（商貿函[2019]165号）では、最初の対象地区として、北京市、天津市、上海市、浙江省（台州）、山東省（済寧）、広東省、四川省（成都）、陝西省（西安）、青島市及びアモイ市を指定した。2020年11月には河北省唐山市等20地区が追加され、現時点では、合計30地区が中古車の輸出業務展開の対象地区となっている。

なお、円滑な中古車輸出を実現するため、2019年9月9日より中古車輸出許可証の申請受領及び通関作業がペーパーレス化されたほか、輸出中古車の登記移転手続の簡素化、中古車輸出における全国通関一体化モデルの適用等の措置が実施された¹¹。商務部対外貿易司等が2021年10月に公表した「中国中古車輸出国別ガイドライン(2021)」によれば、2019年から2021年上半期における中国からの中古車輸出額上位5国はナイジェリア、アンゴラ、ベナン、モンゴル及びジブチであり、これらの国に対して合計6864台の中古車（輸出総額は3181万米ドル）が輸出されている。

(3) 中古車取引の増値税率引き下げ

中古車取引の活性化に向けた税務面の支援策として、増値税率の引き下げがある。財政部等「中古車ディーラー販売にかかる増値税政策に関する公告」（公告2020年17号）等¹²に基づき、中古車ディーラー企業がその購入した中古車を販売する場合において、2020年5月1日から2023年末までの間、増値税率は2%から0.5%に引下げられている。当該措置により中古車ディーラー企業の税負担軽減が図られている。

4. まとめ

中古車取引の活性化に向けた一連の政策は、中古車市場の拡大だけでなく、新車市場に対する刺激（例えば、中古車需要を高めることにより、新車オーナーの買い替えを促すこと）も目的とする¹³。中国を主要市場とする日本の自動車メーカーとしても、近時の政策動向には注目すべき部分が多い。

また、中国における中古車市場の拡大は、中古車のディーラー業務、オークション、ブローカレッジ及び鑑定評価等の業務に留まらず、中古車のアフターサービス、保険・金融サービス、各種情報サービス等の関連業務に対する消費者の需要を生むことになる。これらの業種に関係する日本企業は、現地法人による新規参入や現地中国企業との協業により、自社のノウハウを活用できる可能性がある。

¹¹ 商務部弁公庁等「中古車輸出許可証申請受領のペーパーレス化作業にかかる事項に関する通知」（商弁貿函[2019]297号）、商務部弁公庁等「中古車輸出業務の推進加速にかかる事項に関する通知」（商弁貿函[2019]335号）等に基づく。

¹² 本文に記載した「公告2020年17号」のほか、国家税務総局「中古車ディーラー販売等、若干の増値税徴収管理問題の明確化に関する公告」（公告2020年9号）、国家発展改革委員会等「自動車消費を安定化及び拡大する若干の措置に関する通知」（発改産業[2020]684号）等。

¹³ 商務部「自動車取引政策」（令2005年16号）37条に基づき、中国は外国からの中古車の輸入を原則として禁止する。中国の中古車市場に供給される中古車は、中国国内のユーザーによる自動車の買い替え等により生じることになる。

最後に、中国からの中古車輸出の動向にも留意すべきと思われる。前掲「中国中古車輸出国別ガイドライン(2021)」によれば、2021年6月時点における中国による中古車の累計輸出量は10889台(累計輸出金額は6884.7万米ドル)であり、その規模はまだ大きいとはいえない。ただし、今後、中国からの中古車輸出が拡大した場合¹⁴には、輸出先国の自動車市場において、日本ブランド車との競合が生じる可能性も否定できない。

日本において、中国の中古車市場に関する報道等は比較的少ない。中国の中古車市場に関する近時の動向を理解する上で、本稿が少しでも参考となれば幸いである。

以上

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

弁護士 小林 幹雄 (こばやし みきお)

1997年 立命館大学文学部 (中国文学専攻) 卒業

2000年 弁護士登録

2003年~2005年 中国復旦大学留学
(語学研修生・法学部大学院聴講生)

専門：中国ビジネス法



¹⁴ 中国において新エネルギー自動車(EV等)が急速に普及していること(2021年の販売台数は352.1万台)に鑑みれば、今後、中国による新エネルギー自動車の中古車輸出が拡大することもありうる。

中国における企業のパブリックデータ使用について

君合法律事務所
中国弁護士 楊錦文
中国弁護士 高健、李圓圓、王心慧
Email: yangjw@junhe.com
TEL: 86-10-8553-7608

パブリックマネジメント及びビジネス取引におけるビッグデータの広範な応用に伴い、ソーシャルマネジメント及びビジネス分野におけるパブリックデータの開放及び利用は、データリソースの秩序的な流動をアシストし、政府の統治能力及びパブリックサービス水準を向上させ、デジタルエコノミーの発展とスマートシティの建設を推し進めるにあたって重要な手段の一つとなっている。デジタル産業化のムーブメントの中、パブリックデータの開放によって派生した応用製品は、新たな産業モデルの中で広く普及している。

本稿においては、パブリックデータの手始めとして、パブリックデータが開放される中、新たに登場したデータリソースがビジネス主体にもたらすチャンス及び企業がパブリックデータを利用するにあたっての「留意点」を紹介する。

一、パブリックデータとは

パブリックデータは、日常生活から遠くかけ離れた概念のように聞こえるが、実際のところ、既に生活に広く溶け込んでいる。パブリックデータは、実のところ、大衆にとって「実感できる」ものなのである。例を挙げると、社会保険における個人の保険加入情報、パブリックサービス運営者が把握している水、電気、天然ガスの使用情報、金融監督官庁が把握している個人の信用調査報告書、電子商取引プラットフォームが規定に基づいて市場監督官庁に対して提供するデータ等々は、いずれもパブリックデータである¹。さらに言えば、ビッグデータ企業は、パブリックデータを加工、使用することにより、大衆の日常生活、ビジネス活動に対して利便性を提供すると同時に、見返りとして手厚い利益を得ている。例を挙げると、地図サービス企業は、地図アプリを通じてユーザーに対して地上バスのリアルタイムな位置、交通事故の場所を照会するサービスを提供することができ、企業信用情報プラットフォームを運営する企業は、ビジネス主体に対して企業の工商情報、信用失墜情報等の社会信用データの照会サービスを提供することにより、信用社会の構築を支えている。

パブリックデータの開放は、今や全世界共通のトレンドとなっている。2009年以降、「オープンガバメント令」「デジタルガバメント実行計画」等の一連の政策、法規が公布されるに伴い、アメリカは、世界で初めてオープンガバメントデータを推進する国家となり、かつオープンガバメントデータのムーブメントを全世界的に巻き起こしている。既にイギリス、アメリカ、カナダ等の70ヶ国余りが共同でオープンガバメントパートナーシップに加盟し、計画に従って秩序的に政府のパブリックデータを公開している最中である²。

¹ 「浙江人大」雑誌社、「パブリックデータを如何にしてセキュアに『活用する』か 浙江が解決策を提示」、<https://mp.weixin.qq.com/s/5DBqCmwaHIIJ-rXUWWTldQ>

² 国家情報センタービッグデータ部、「ガバメントデータの開放と画期的な発展の実務」、<http://www.sic.gov.cn/News/612/10423.htm>

中国は、2017年に「サイバーセキュリティ法」というかたちでパブリックデータリソース開放の奨励を明確に打ち出している³。2021年に公布された「第14次五カ年計画及び2035年長期目標綱領」では、パブリックデータの開放を拡大し、国家のパブリックデータオープンプラットフォームを構築し、第三者によるパブリックデータのマイニング、利用を奨励すると指摘している。ここ数年、各省市は、数十に及ぶパブリックデータの管理、開放及び使用に関する地方性法規又は規範性文書（パブリックコメント版を含む。）を相次いで公布、施行している。パブリックデータとは、通常、各レベル行政機関、並びにパブリックマネジメント及びサービスの機能を果たす政府系事業組織が法に則って職責を履行する過程において収集し、発生させる各種データリソースをいう⁴。当職らは、整理したところ、パブリックマネジメント及びサービス機関の範囲に関する各地の規定があまり明確でないものの、ほぼいずれも国家機関、パブリックサービスの機能を有する組織、公共事務を管理する権限を法に則って授与された組織、電力、水道整備、通信、公共交通等の公益事業の運営者及び都市インフラサービスの公企業、政府系事業組織及び社会团体等を含めていることを発見した。

パブリックデータは、通常、電子情報形式で記録され、かつ分散システム、NoSQLデータベース等を通じて保存される。また、「広東省パブリックデータ管理弁法」第3条では、パブリックマネジメント及びサービス機関が職責を履行し、パブリックサービスを提供する過程において作成又は入手する情報の非電子形式での記録もパブリックデータに該当すると規定しており、パブリックデータリソースの概念の外延をある程度拡大している。このほか、留意しておく必要がある点として、ビジネスの実務においては、パブリックデータとビジネスデータの範囲が混同されやすいことが挙げられる。ビジネスデータは、パブリックデータと異なり、往々にしてビジネス主体がビジネス活動において収集し、発生させるものであり、これには、企業の内部データ、流通経路データ、消費市場データ等が含まれる。

二、パブリックデータの入手先

関連する弁法によると、パブリックデータは、新たなパブリックリソースであり、いかなる法人等、個人もそれを私有財産とみなしてはならず、又は無断で条件、制限を設け、その共有、開放、開発利用に影響を及ぼしてはならない⁵。したがって、企業は、法に則って開放条件に合致するパブリックデータを入手、使用することができる。この際、企業は、どこからパブリックデータを入手するかに着目する必要がある。パブリックデータのソース、マネジメントシステム及びディスプレイプラットフォームに関する簡単な分析は以下のとおりである。

1. パブリックデータの収集、管理、開放システムの概要

各地の関連する法規によると、パブリックデータの管理主体、ソース、ディスプレイプラットフォームのシステムは、通常⁶、次のとおりである。

³ 「サイバーセキュリティ法」第18条

⁴ 「上海市パブリックデータ開放暫定弁法」第3条、「上海市データ条例」第2条、「深圳経済特区データ条例」第2条

⁵ 「広東省パブリックデータ管理弁法」第4条第2項

⁶ 上海市のデータ開放部門の管理構造は、各地が採用する管理モデルと異なる。「上海市パブリックデータ開放暫定弁法」第5条によると、市政府弁公庁は、データ主管部門に対して垂直的な指導を実施しており、データ主管部門がデータの収集を完了し、市のビッグデータセンターが構築したオープンプラットフォーム経由でパブリックデータを開放する。

- **主管機関:**行政事務サービスデータ管理機関は、パブリックデータの主管部門として、パブリックデータリソースの管理、パブリックデータリソースディレクトリの作成等の事項に対して責任を負う。
- **データソース:**各パブリックマネジメント及びサービス機関は、各自で職責を履行し、パブリックサービスを提供する過程においてパブリックデータを収集し又は発生させ、かつパブリックデータを政府のビッグデータセンターと共有する。
- **データオープンプラットフォーム:**政府のビッグデータセンターは、パブリックデータを分析し、かつデータオープンプラットフォームを構築する。プラットフォーム上のデータには、個人、法人、非法人組織、天然資源、地理空間、電子証明書等の基礎的なデータベース及び関連するテーマのデータベースが含まれる。

2. パブリックデータオープンプラットフォームについて

現在、全国の各省、直轄市、自治区のパブリックデータオープンプラットフォームは、大部分が既に完成しており、当職らの収集、整理結果に基づき、ここでは比較的完備されている主要地区のウェブサイト名称及び URL を参考に供する。

地区	URL
北京	北京市パブリックデータオープンプラットフォーム https://data.beijing.gov.cn/
上海	上海市パブリックデータオープンプラットフォーム https://data.sh.gov.cn/
広東	開放広東 https://gddata.gd.gov.cn/
深圳	深圳市政府データオープンプラットフォーム https://opendata.sz.gov.cn/

一部地区のパブリックデータオープンプラットフォームの開放目録を考察したところ、当職らは、目録上の多くが分野、テーマに従い又は政府機関部門を単位として開放されているパブリックデータの情報を提供し、かつ目録の公表、データの集約、データの入手、統計分析、応用例の紹介等のサービスを提供していることを発見した。実際の運用過程において、ユーザーは、ウェブサイトログインした後、データリソースの開放カテゴリー（本稿第3部分を参照のこと。）毎に異なる方式を採用して入手することができる。

三、パブリックデータの多層的分類、開放システム

パブリックデータの種類が極めて多く、かつ多くが企業の情報、国民の個人情報、国家の安全情報等に関係することから、関連する法規は、パブリックデータを開放することができるか否かについて三つの基準を設けており、ごく一部の地方は、これを土台としてデータの格付をさらに細分化している。

1. 分類基準-三つの階層に区分

現在、各地の法規は、通常、パブリックデータを無条件開放類、条件付開放類、開放不可類に分けている。

注目に値する点として、上述した分類表は、関連する分類基準を全てカバーしているものではなく、パブリックデータの開放の区分基準が明確に定められておらず、パブリックデータの分類定義に関する問題に関して言えば、各地の行政事務サービスデータ管理機関が判断した上で、プラットフォームを通じて開放するか否かを決定することが挙げられる。

No.	開放カテゴリー	説明
1	開放不可	営業秘密（秘密保持対象のビジネス情報を含む）、プライバシーに関するパブリックデータ又は法律、法規が開放してはならないと規定するパブリックデータ ただし、法に則って暗号化、匿名加工処理が施され又は関連する権利者が開放に同意した場合、開放しなければならない。
2	条件付開放	データセキュリティ及び取扱能力に対する要求が比較的高く、適時性が比較的高く又は持続的に入手する必要があるパブリックデータ
3	無条件開放	上述した、開放不可及び条件付開放という開放カテゴリーに該当しないその他のパブリックデータ

2. パブリックデータ分類格付細則

現在、各地によるパブリックデータの格付分類は、依然として統一された規則が形成されておらず、一部の地区に至っては、依然として具体的かつ明確な格付分類方法を公布していない。理解に便宜を図り、かつプラットフォームの規定が不明確である場合に企業がパブリックデータを開放することができるか否かを判断するにあたって参考となるよう、ここでは「上海市パブリックデータ開放格付分類ガイドライン（試行）」を例に取り、個人、組織、客体という三つの観点から簡単な説明を行う。

開放カテゴリー	個人という観点	組織という観点	客体という観点
無条件開放	A0 匿名、非センシティブデータ	B0 公開ルートから入手し又は法律法規による授権を経て公開されるデータ	C0 公開ルートから入手し又は法律法規による授権を経て公開されるデータ
条件付開放	A1 非匿名、非センシティブデータ	B1 データが組織の運営管理及び業務展開の支援に用いられ、又は組織の経営状況を反映することができ、特定範囲内の対象が認知する	C1 データ開放のリスクが低く、公序良俗、公共の利益に対する影響が比較的小さい
	A2 匿名、センシティブデータ		C2 データ開放のリスクが中レベルで、データが授権を経ずに取り扱われた場合、個人、企業、その他の組織又は国家機関に損害をもたらし得る
非開放	A3 非匿名、センシティブデータ	B2 データが組織のコアベネフィットに関係し、データが漏えいした場合、組織の財務、レピュテーション、技術等の面に影響が及び得る	C3 データ開放のリスクが比較的高く、データが授権を経ずに取り扱われた場合、個人、企業、その他の組織又は国家機関に甚大な損害をもたらし得る

2020年の交通処罰情報の照会を例に取った解説は次のとおりである。

- 個人という観点から言えば、処罰の当事者、法人代表者には、個人の氏名、交通違反の事実、処罰の結果、処罰の日付が含まれ、A1レベルの非匿名、非センシティブデータに該当する。
- 組織という観点から言えば、決定書の通し番号、ケースナンバー、法執行主体が含まれ、B0レベルの公開ルートから入手し又は法律法規による授権を経て公開されるデータに該当し、低リスクのデータ項目で、無条件開放である。
- 客体という観点から言えば、処罰の根拠は、公開されていて照会可能な客体情報であり、C0レベルの公開ルートから入手し又は法律法規による授権を経て公開されるデータに該当し、無条件開放である。データセットは、交通違反の処罰状況を全体的に説明しており、国家機密、営業秘密は含まれていない。
- 総じて言えば、本データセットの開放レベルはA1、B0、C0レベルである。A1レベルは条件付開放であることから、本データセットは条件付開放となる。

四、パブリックデータの入手、使用方法

1. 開放カテゴリーに基づき、適法な手段でパブリックデータを入手する

前述したとおり、パブリックデータの入手段階において、開放すべきカテゴリーに該当するパブリックデータに関して言えば、企業は、直接収集、入手することができ、条件付開放のパブリックデータに関して言えば、企業は、パブリックデータ主管部門が制定するパブリックデータの開放に関する具体的な手順を参考に、開放の申請を提出しなければならない。

企業がオープンプラットフォームからデータをダウンロードする際、標準的な人の手による照会、ダウンロードという方法以外に、現時点においては、多くの企業がウェブクローラー等のツールの助けを借り、自動化された手段を通じてパブリックデータを入手することにより、データの入手効率を向上させている。以下においては、ウェブクローラーというツールを使用する際の留意事項について分析を行う。

ウェブクローラーとは、インターネット上の情報の読込、収集等を高効率かつ自動的に行うため、一定の規則に従い、自動的にインターネット上の情報を取得するプログラム又はスクリプトをいう。留意しておく必要がある点として、企業は、ウェブクローラーを不当に使用してパブリックデータを取得した場合、「不正競争防止法」「サイバーセキュリティ法」「個人情報保護法」に違反し、一定の民事責任及び行政責任を負うことが必要になる可能性があることが挙げられる。「刑法」等の関連規定に違反し、情状が甚だしい場合、以下の刑事責任に関係する可能性がある。

- ① 開放不可又は条件付開放となっているパブリックデータに関して言えば、パブリックデータオープンプラットフォームが設定した技術的措置をウェブクローラーによって回避し又は強行突破して当該データを入手した場合、コンピューターシステム不正アクセス罪、コンピューターシステムデータ不正入手罪を構成する可能性がある。
- ② 開放されているパブリックデータに関して言えば、ウェブクローラーを通じて大規模なダウンロードを行うことにより、パブリックデータプラットフォームのシステムダウン等をもたらした場合、コンピューターシステムクラッシュ罪を構成する可能性がある。

2. 適法かつ正当に利用する

各地の法規⁷は、いずれも企業が法に則ってパブリックデータを開発、利用することによって獲得した財産面の権益は法律の保護を受けると明確に規定している。しかし、企業がパブリックデータをどのように開発、利用するかに関して言えば、原則的な禁止規定(例:パブリックデータを使用することにより、国家の利益、社会の利益及びその他の主体の適法な権益を侵害してはならず、特にデータ主体(関連するデータが指し示す個人、法人又はその他の組織)の適法な権益を侵害してはならない。)しか存在しない。以下においては、関連する事例を踏まえた上で、企業がパブリックデータを開発、利用する際の留意点を整理する。

(1) データ主体の適法な権益を侵害しない

以下の二つの事例、即ち、蘇州の某データテクノロジー企業と某個人による一般的人格権侵害に関する紛争事件⁸及び某個人と北京の某テクノロジー企業によるオンライン権利侵害責任紛争事件の上訴審⁹においては、類似する事件の経緯について、各法院が異なる判決を下している。

	蘇州市中級人民法院	北京市第4中級人民法院
基本事実	被告側は、いずれもユーザーに対して裁判文書を照会するサービスを提供しており、ウェブサイト上の裁判文書の情報は、いずれも中国裁判文書網が適法に公開している情報である上に、いかなる削除訂正も行っていない。両事件の原告は、いずれも判決書を転載するという被告の行為は一種の「二次公開」であり、それが享受する個人情報面の権益を侵害していると考えた。	
紛争の焦点	既に公開されている、事件に関係する裁判文書を転載するという被告の行為が原告の個人情報面の権益を侵害しているか否か。	
判決結果	原告が勝訴した。 原告が事件に関係するデータテクノロジー企業と連絡を取って文書を削除するよう要求した後、同社は、依然として中国裁判文書網が既に文書を公開していることを理由に事件に関係する文書の削除を拒否した。この行為は、原告の個人情報の不法な公開、使用を構成する。	被告が勝訴した。 事件に関係するテクノロジー企業の経営モデルは、司法パブリックデータの再利用を通じ、大衆のために関連する情報に対するアクセス権を保障し、便宜を図ることであり、司法公開の目的に違反しておらず、正当性があり、個人情報の保護に関する規定に違反しておらず、個人情報を不法に使用するという行為に該当しない。
価値基準	情報の拡散、制御に対する個人情報主体の人格面の権益は、既に適法に公開されている個人情報の流通によって生じる潜在的な財産面の権益を上回る。個人情報主体の個人情報の拡散、制御に対するその権利は、個人情報既に適法に公開されていることによって当然の如く剥奪されない。	司法文書の再利用による公共の利益と社会の経済的便益は、個人情報面の権益を上回る。本件において、法院は、事件の具体的な応用シーン及び情報の内容のみに基づいて個別の判断を下している。

⁷ 例としては次のとおりである。「広東省パブリックデータ管理弁法」第35条では、法人等と個人が法に則ってパブリックデータを開発、利用することによって獲得した財産面の権益は法律の保護を受けると規定している。「上海市データ条例」第12第2項では、当市は、個人、法人及び非法人組織が使用、加工等のデータ取扱活動において形成した法定の又は取り決める財産面の権益、並びにデジタルエコノミーの発展過程における関連するデータイノベーション活動によって取得した適法な財産面の権益を法に則って保護すると規定している。

⁸ (2019)蘇05民終4745号

⁹ (2021)京04民終71号

2021年11月1日に発効した「個人情報保護法」の第27条では、次のとおり規定している。個人情報取扱者は、合理的な範囲内で個人が自ら公開し又はその他既に適法に公開された個人情報を取り扱うことができるが、個人が明確に拒否した場合を除く。個人情報取扱者は、既に公開されている個人情報を取り扱うことにより、個人の権益に重大な影響を及ぼす場合、本法の規定に従って個人から同意を得なければならない。したがって、パブリックデータを整理統合した上で公開する経営主体に関して言えば、それが開放する情報が個人の権益に関係し、個人情報主体が明確に拒否した場合、情報主体の要求に基づいて遅滞なく相応の情報を取り下げ、慎重に取り扱わなければならない。

(2)注意義務を履行し、情報の客観的な正確性、適時性を維持する

浙江の某金融サービス企業等（原告）が蘇州の某インターネットテクノロジー企業（被告）を相手取って起こしたビジネス面の信用毀損及び不正競争紛争事件¹⁰によると、被告が運営する企業信用情報照会プラットフォームは2019年5月、複数回にわたってVIPユーザーに対して原告の清算、変更情報（原告の2014年年次報告書に掲載された履歴情報であり、これ以降、当該清算・変更状況はなくなった）に関する誤解を招く通知をプッシュ送信することにより、大衆が原告の清算に関する履歴情報を2019年のリアルタイム情報であると誤認し、原告にグッドウィル面の損失をもたらした。訴訟の過程において、被告は、それが公表している情報が国家企業信用情報公示システムから取得したものであり、当該システムにおいて表示される被告の企業情報と一致しており、二次編集に該当しないと抗弁した。法院は、以下の二つの観点から、誤解を招く清算情報を公表するという被告の行為に主観的な過失が存在し、不正競争を構成すると判断し、原告に対して損失及び合理的な費用60万元を賠償し、かつその影響を取り除くよう命じる判決を下した。

- ① データソース自体はパブリックデータであるが、データソースの公共性を理由に、データのオリジナル主体のビジネス面の利益を侵害してはならない。被告は、情報の公表及びプッシュ送信行為について基本的な注意義務を有し、プッシュ送信する情報と被告の企業情報の一致性、適時性を維持し、企業の情報が客観的かつ公正に反映されるようにしなければならない。
- ② 重大なネガティブ、センシティブ情報に関して言えば、被告は、データのフィルタリング、クロスチェック等のデータ取扱方式を通じ、データのクオリティを確保し、情報を公表するという行為が不当で大衆の誤解を招き、情報主体である企業の利益を侵害しないようにしなければならない。

したがって、企業は、パブリックデータを加工、使用、公表する際、パブリックデータの公共性を理由にその注意義務の履行を放棄してはならず、情報の正確性、適時性を保証しなければならず、重大なネガティブ、センシティブ情報に関して言えば、より高度な注意義務を履行しなければならない。

五、不法に入手、使用するという行為及び法的責任

前述したとおり、データを入手するという行為自体には一定のコンプライアンスリスクが存在し、企業は、データ利用主体として、パブリックデータを入手、使用する際、以下の事項に留意すべきである。

¹⁰ (2020)浙01民終4847号

- データ利用契約に定める義務を積極的に履行する。例：契約に取り決める方式に従ってデータを入手、使用する、契約の取り決めに従ってデータセキュリティ研修を手配する、緊急時対応マニュアルを用意する等。
- パブリックデータを入手、使用する際、営業秘密、プライバシー等の他者の適法な権益を侵害せず、パブリックデータを適法に使用する。
- パブリックデータを利用して不法な収益を得ない。
- 規定に従ってセキュリティ保障措置を講じることにより、情報のセキュリティを脅かす事件の発生を回避する。
- 法律法規の規定に違反するその他の行為の発生を回避する。

「個人情報保護法」をはじめとする「データ三法¹¹」では、不法なデータ取扱行為について厳格な罰則を設けており、これには、法人等の違法所得を没収した上で 5000 万元以下又は前年度の売上高の 5%以下の過料に処す、関連する業務の一時停止又は問題是正に向けた業務停止を命じる、業務の許可又は営業許可証等を取り消す、直接責任を負う主管者及びその他の直接の責任者を 10 万元以上 100 万元以下の過料に処し、かつそれが一定の期間中一部の分野における管理業務に従事することを禁止するの決定を下すことができる等が含まれる。

地方が公布するデータ条例では、不法なデータ取扱行為についても厳重な処罰方式を設けており、例としては次のとおりである。「深圳経済特区データ条例」の規定によると、経営主体が開放されていないパブリックデータに関する取引に関与した場合、経営主体の違法所得を没収し、かつ 5 万元以上 100 万元以下の過料に処した上で、法に則ってその他の行政罰を与えることができる。「上海市データ条例」の規定によると、プライバシー、個人情報、営業秘密に関係する、授權を経て運用するデータの取扱が規定に合致しない経営主体に関して言えば、法に則って行政罰を与え、関連する情報を公共情報プラットフォームに収載する。また、規定に違反して個人情報を取り扱い、多くの個人の権益を侵害した場合、検察院、消費者権益保護委員会等は、人民法院に対して訴訟を提起することができる。

六、結び

現段階に、中国のパブリックデータの開放と利用は、依然として始まったばかりである。地方政府は、法規、規範を制定し、パブリックデータオープンプラットフォームを構築し、大衆に対してプラットフォームの利用方法を広めている最中で、大量の市場リソースが開発、利用待ちとなっている。パブリックデータの開放に関する各地の関連規定に従い、パブリックデータを商用化し、パブリックデータリソースのあらゆる要素を十分に活用すれば、経営主体に潜在的かつ新たな収益ポイントをもたらすだろう。経営主体は、コンプライアンスの要点を抑え、パブリックデータリソースを適法に利用して経営を展開し、不必要な法的責任を回避すべきである。

以上

¹¹ 「個人情報保護法」「サイバーセキュリティ法」「データセキュリティ法」をいう。

君合法律事務所

1989年に北京で誕生した中国初のパートナーシップ制法律事務所の一つ。現在では、国内外に12拠点のオフィスを構え、320名余りのパートナー及びカウンセラー、750名余りのアソシエイト及びトランスレーターから成る1070名を超えるプロフェッショナル集団に成長しており、国内外において高い知名度と評判を有する大型総合法律事務所の一つとして誇る。

提供する法律サービスは、コーポレート及びM&A、資本市場、コンプライアンス・情報保護、知的財産権、独占禁止、税務、労働法、国際貿易、商事仲裁訴訟等多岐の分野でトップクラスの能力を発揮し、十数年連続してAsian Legal Business、Chambersなど業界専門誌から称賛を得ている。



パートナー 楊錦文

君合の北京ヘッドオフィスに勤務。北京大学の法科大学院を修了し、執務期間は15年近くに及ぶ。総合商社・双日株式会社の東京本社において中国法のリーガルアドバイザーを4年務め、同社グループ傘下の100社近くに及ぶ中国現地子会社の投資、M&A及び投資後の運営における法的事務を全面的に担当した。主な取扱分野はプライバシー保護、サイバーセキュリティ及びデータのコンプライアンス、会社投資、M&A、企業再編、腐敗防止調査、独占禁止調査及び申告、国際貿易等。

近年はサイバーセキュリティ及び情報法に注力しており、若干数の国内外クライアントがサイバーセキュリティ及びデータのコンプライアンスに関する制度を策定し、サイバーセキュリティ等級保護の手続きを行い、プライバシーポリシーとユーザーポリシーを策定し、データコンプライアンス監査、データセキュリティ評価、サイバーセキュリティ審査を行い、データの収集、取扱及び越境移転の業務を取り扱うのを支援している。現在、中華人民共和国の国家工業情報セキュリティ発展研究センター等の政府部門及び大型多国籍企業の顧問弁護士を務める。また、関連業界では、中国インターネット金融協会の専門家名簿に登録し、国家ネットワークスペースセキュリティ協会が主導するデータコンプライアンス団体基準の起草メンバー、中国中小企業協会が主導する団体基準『中小企業コンプライアンス評価認証基準』の起草メンバーを担当する。

北京市涉外弁護士タレントプールの登録弁護士、在中国日本国大使館及びJETROが公布する中国弁護士タレントプールの登録弁護士。2020年から2年連続で国際的に著名なリーガルメディアである「Asian Legal Business」が発表した「ALB China Top 20 Client Choice」ランキングにランクイン。

アソシエイト 高健

2016年に君合入所。総合商社・伊藤忠商事株式会社の東京本社法務部に2年間出向。コーポレート・M&A、会社再編・清算及び破産・再生管理、企業法務・コンプライアンス及び不正調査、サイバーセキュリティ及びデータ保護に関するリーガルサービスを提供。北京大学の法科大学院を修了し、新潟大学の博士後期課程を修了して法学博士号を取得。中華全国弁護士協会の登録弁護士。

アソシエイト 李圓圓

2019年に君合入所。M&A、外商投資、プライバシー保護、サイバーセキュリティ及びデータ保護、データコンプライアンスなどの方面の法律サービスを提供。清華大学から日本語文学士号を取得し（在籍中に京都大学法学部に交換留学）、清華大学・法科大学院を修了して法律修士号を取得。中国法律職業資格保有。

アソシエイト 王心慧

2022年に君合入所。M&A、外商投資、サイバーセキュリティ・データコンプライアンスなどの分野で法律サービスを提供。中国東北大学から日本語文学士号を取得し、大阪大学・法学研究科を修了して法学修士号を取得。中国法律職業資格保有。

中国における広告分野のリスク対応について

MIZUHO

金誠同達法律事務所 (JT&N)
中国弁護士 金英蘭
Email: jinyinglan@jtn.com
TEL: 86-21-3886-2088

本年の5月21日は中国でも二十四節気の一つに当たる小満でした。ある著名な自動車企業（以下A自動車企業）と有名芸能人のL氏が提携して出稿した一本の「今日は小満、人生は小満でいい」と題されたショートムービー広告は、精巧な画面と中国の要素を融合させ、「小満」の含意を巧みに解釈し、「月満つれば則ち虧（か）く」という中国の哲理を詳述することで、ネット上で瞬く間にヒットし、各々の大型プラットフォーム上での合計「いいね」獲得数は一千万近くにも上りました。

しかし当日の晩に、300万を超えるティックトックフォロワー数を有するティックトック投稿者が動画を公開し、当該ショートムービー広告が同者のコピーライティングを盗作したものであったと主張しました。A自動車企業はたちまち盗作の騒ぎに巻き込まれることとなり、ネットユーザーからの口頭と書面での糾弾に遭うこととなりました。翌日の5月22日に、A自動車企業はウェイボーを通じて声明を公開し、謝罪の意を表してネット上全体における当該動画を削除し、広告会社と広告イメージキャラクターを担当していた有名芸能人のL氏も、これに伴って声明の公開と謝罪に追い込まれました。

各方面における反響が極めて良好であったショートムービー広告が、出稿からわずか24時間後にネット上全体における削除を迫られるというのは、広告主にとっては、極めて甚大な損失とつながるのは間違いないです。このような結果は、A自動車企業が苦心して広告の制作と出稿を委託して追求したものはなかったと我々はいずれも理解することができます。しかし、中国の「広告法」によりますと、広告主、広告出稿者、広告イメージキャラクター、および広告事業者が、いずれも広告活動に参画しているものの、広告主は広告活動を主導する一当事者として、往々にして主要な責任を負担することになります。

それでは、広告主となる企業側は、日常的な経営活動において、どのように事前にこれらのリスクを回避すればよいのでしょうか？以下の数点は、皆様のご参考に供させていただきます。

(1) 広告業者の慎重な選択

広告業者（一般的には広告会社）は広告内容の製作者として、リスクの源であり、広告主は広告会社を選択する際には、慎重に慎重を重ねなければなりません。一般的に述べますと、一定の経営規模を有し、その内部に完全なコンプライアンス体系と広告内容審査体系を有している会社を可能な限り選択して提携すべきです。広告会社の背景に対する調査を行う際には、当該会社における広告違法関連の行政処罰記録と民事紛争記録の存否の調査が、一つの有効な糸口となります。

(2) 契約書における権利瑕疵担保条項の設定

信用が良好な広告会社の選択のほか、契約の条項を通じた権利侵害リスクの防止も、重要なリスク回避の方法です。しかし、仮に当該条項の内容が過度にあいまいであった場合には、実際に紛争が発生した際に、責任追及の過程に支障が生じるおそれがあります。このため、広告会社と契約を締結する際には、広告会社の提供するサービス（広告の完成品を含む。）の適法性、および広告会社が第三者の権利を侵害していないことに対する声明と保証の遂行を広告会社に要求することができます。

例えば契約中に、「広告会社は、自社の本契約に基づいて提供するサービスが、いずれも適用を受ける法令その他の関連規定に適合しており、いずれの第三者の合法的な権益も侵害していないことを保証する。広告会社の提供するすべての資料・内容に対する広告主の審査は、広告会社の資料・内容の合法性及び第三者の権益の未侵害に対する確約と保証の義務を免除することができない。」と明記することは、検討の余地があるかと考えます。

さらに、仮に広告の違法または権利侵害により広告主が紛争に巻き込まれる事態がもたらされた場合には、広告会社は広告主に対して責任を負い、または当該事態への対応をめぐって広告主に協力し、これにより広告主に損失の負担を免れさせなければならない、等具体的な規定を設けるのが望ましいです。

例えば契約中に、「広告会社の提供するサービスが第三者の合法的な権益を侵害したときは、広告会社は、関連の紛争の解決に責任を負い、広告主を訴訟の負担から免れさせるものとする。これにより広告主に損失をもたらしたときは、広告会社は、賠償責任を負担するものとする。」と明記することが考えられます。

このほかにも、違約金関連条項を追加することで、広告会社への督促の役割を果たすことができます。

(3) 広告内容に対する審査

広告内容については、完全に広告会社に任せるのではなく、広告主も専門チームを用いて広告内容に対する審査を行うべです。この場合、審査の重点は主に、以下の二点に集約されます。

a) 素材取得の合法性

ネットワークが発展し、素材の取得ルートが日に日に多様化していることから、企業（広告主）にとっては、素材取得の合法性の有無、および他者の著作権等の合法的な権益の侵害の有無の審査には、一定の難度が存在しています。この場合、素材の権利者の具体的な情報、および授權取得完了証明文書の提供を広告会社に要求しておくことができます。この種の取扱方法は、著作権侵害行為の発生を防止することができるとともに、著作権侵害の発生時においては、企業はこれをもって、自らが権利侵害行為の発生防止の面で合理的な注意義務を既に果たしていたことを証明し、これにより可能な限り違法責任を軽減することもできます。

b) 広告内容の合法性

広告内容の合法性とは主に、広告中における「広告法」および関連規定の内容への違反の有無をいいます。

比較的によく見受けられる数種のコンプライアンスリスクには、「最良」・「最優秀」・「第一」などの絶対的用語の使用、地図または地理情報の欠落および国家の尊厳の侵害¹、「保健機能食品・特別医療目的用食品・薬品・医療器械（中国語：三品一械）」にかかわる広告の審査²、「アンチウイルス」・「コロナウイルス予防」などの医療用語の使用³などがあります。

¹ 「広告法」第九条においては、「広告は、次の各号に掲げる状況を有してはならない……（三）「国家級」、「最高級」、「最良」等の用語の使用、（四）国家の尊厳又は利益の侵害、国家機密の漏えい…」と規定されている。

² 「広告法」第四十六条においては、「医療、医薬品、医療機械、農薬、動物用医薬品及び保健機能食品に係る広告、並びに法律又は行政法規が審査通過義務を規定しているその他の広告を掲載する場合には、掲載前に関係部門が広告内容に対して審査を実施しなければならない。審査を経ない場合には、掲載してはならない。」と規定されている。

³ 「広告法」第十七条においては、「医療、薬品及び医療器械広告を除き、その他のいずれの広告も、疾病治療機能への

(4) 広告イメージキャラクター選用の面における判断

このほか、広告主はイメージキャラクターを選出して関連製品またはサービスのために広告の宣伝を行わせる際にも、広告イメージキャラクターの選出に関する法的規定への適合性につきまして、特に注意を払う必要があります。中国におきましては、医療、薬品、医療器械、および保健機能食品をめぐる広告イメージキャラクターを利用した宣伝の実施は、法の下に禁止が命ぜられています。また、市場監督総局広告監管司という政府機関が多くの部門と共同で先日公布した「市場監管総局、中国共産党中央サイバーセキュリティ・情報化委員会弁公室、文化・旅行部、ラジオ・テレビ総局、中国銀行保険監督管理委員会、中国证券監督管理委員会および国家電影局__スター広告宣伝活動の更なる規範化に関する指導意見」におきましても、政治、道徳、合法性などの各面から広告イメージキャラクターの選出に対する更に厳格な要求が提起されていますので、特に留意しなければなりません。

この種のコンプライアンスリスクの判断基準は比較的柔軟であることから、異なる時期における法律の解釈のすう勢や、異なる地区における法執行機関による法執行傾向の相違に基づき、判断基準にも、いくらかの微妙な変化が発生します。

このほか、「広告法」等の規定のほかにも、「清朗行動⁴」の展開に伴い、各々の大型プラットフォーム（例えば微博や抖音など）もプラットフォーム公約を続々と公開して更新しており、広告コピーライティングに対する規制を行っています。基準の多様化により、企業が広告内容のコンプライアンスを自社で判断する難度は、絶え間なく向上しています。この場合、企業は専門チームによるコンプライアンス審査の実施への協力とコンプライアンス違反リスクの軽減を選択することもできます。

盗作案件に話を戻しますと、誰もが予想だにしなかったのは、5月25日に、権利が侵害されたティックトック投稿者とA自動車企業は合意を達成し、同者が関連コピーライティングの使用をA自動車企業に無償で授権することになりましたが、一難去ってまた一難、ようやく人々がいずれも事件が「円満に」収束したと思っていたところに、さらに別のユーザーが、ソーシャルメディア上で文章を公開して当該広告の宣伝ポスターが不当な方法をもって同者の視覚中国社のプラットフォーム上で販売していた撮影作品を使用していた疑いがあったのではないかという疑義を投じたことです。この段階に至りますと、この広告により生じた権利侵害事件が一体どこに向かって行くのかというのは、もはや知る由もありません。しかし、断続的な広告関連の権利侵害がA自動車企業の企業イメージにもたらす悪影響は、既に計り知れなくなっています。

企業による広告宣伝の実施は、宣伝の効果を重視するとともに、決して潜在的なリスクを疎かにしてはならず、相応のリスク管理を事前に遂行した後に、初めて宣伝を広範かつ良好に普及させることができます。

以上

関与が禁ぜられ、医療用語又は販売する商品に薬品若しくは医療器械と容易に混同させる用語を使用してはならない。」と規定されている。

⁴（注：中華人民共和国国家インターネット情報弁公室が手配および展開しているプロジェクト活動。プロジェクト活動を通じて多くのネットユーザーの合法的な権益を保護し、望ましい精神的な拠り所を共同で構築し、ウェブサイトプラットフォームの健全な発展と安定的な展望を促進している。）

金誠同達法律事務所(JT&N)

1992年に創設された金誠同達法律事務所(JT&N)は現在では既に、中国国内において最大規模を誇る総合法律事務所の一つにまで成長を遂げている。金誠同達は、本部を北京に設置しているほか、多くの拠点を有している。提供する法律サービスは、企業法務、外商投資、M&A、知的財産権、独占禁止、税務、国際貿易、商事仲裁訴訟等の多岐の業界にわたっており、そのうちの多くの分野でトップクラスの能力を発揮している。

金誠同達の日本業務部門は長年にわたって日系企業を対象とする専門的かつ全面的なサービスを提供している。2021年には国際的な法律雑誌であるALBが主催する「年度日本業務海外法律事務所大賞」に三年連続でノミネートされ、2019年と2020年には当該大賞を連続で受賞している。

中国弁護士 金 英蘭

北京大学法学部卒。金誠同達日本業務部門シニアパートナー。
上海弁護士協会コンプライアンス法律専門委員会委員、上海市
広告協会広告審査員、広州仲裁委員会、青島仲裁委員会、温州
仲裁委員会の仲裁員などを兼任。中国進出関連の法務全般、特
に、外商投資、会社法務、内部監査、債権回収、労務、および
紛争解決への対応を得意とする。多くの大手日系企業と中国統
括会社の顧問弁護士を担当。日本語と韓国語が堪能。



(ご参考) チャイナビジネス関連情報

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	第 9 号(2022/9/5) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0154-XF-0105.pdf 第 10 号(2022/10/) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0155-XF-0105.pdf 第 11 号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	コロナに振りまわされる中国経済(2022/7/26) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2022/pdf/insight-as220726.pdf 長期化の様相を呈する中国不動産の低迷(2022/9/16) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2022/pdf/express-as220916.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.118(2022/6/23) 「中南米～相次ぐ左派政権誕生で変わる投資環境～」 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2206-2207.pdf Vol.119(2022/9/26) 「フレンドショアリングでアジアはどう動くのか」 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2209-2210.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 631 号(2022/10/20) 食品企業に安全責任の着実な履行を求める規則を公表 https://www.mizuhobank.co.jp/cndb/member/report/branches/express/pdf/R419-0684-XF-0105.pdf 第 632 号(2022/10/27) 企業グループのファイナンスカンパニー管理規則を公表 https://www.mizuhobank.co.jp/cndb/member/report/branches/express/pdf/R419-0685-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 125 号(2022/8/23) 22 年 7 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0125-XF-0105.pdf 第 126 号(2022/9/27) 22 年 8 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0126-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2022/9/20) 22 年 8 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0072-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2022/10/21) 22 年 9 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0073-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン (西方路、王博)

E-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp TEL : (日本) 03-5220-8734

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721, 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大樓8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大樓12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市広州路188号
蘇寧環球套房飯店2220室
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大厦23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連經濟技術開發区出張所

遼寧省大連市大連經濟技術開發区
紅梅小区81号ビル古耕國際商務大厦22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田区金田路
皇崗商務中心1号楼30楼
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津國際金融中心大厦11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島國際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景國際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大厦17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大厦18階D、E室
TEL:86- 512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技術産業開發区
東南大道33号科創大厦701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮弁公樓8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15楼
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13楼
TEL:852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいさ責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。